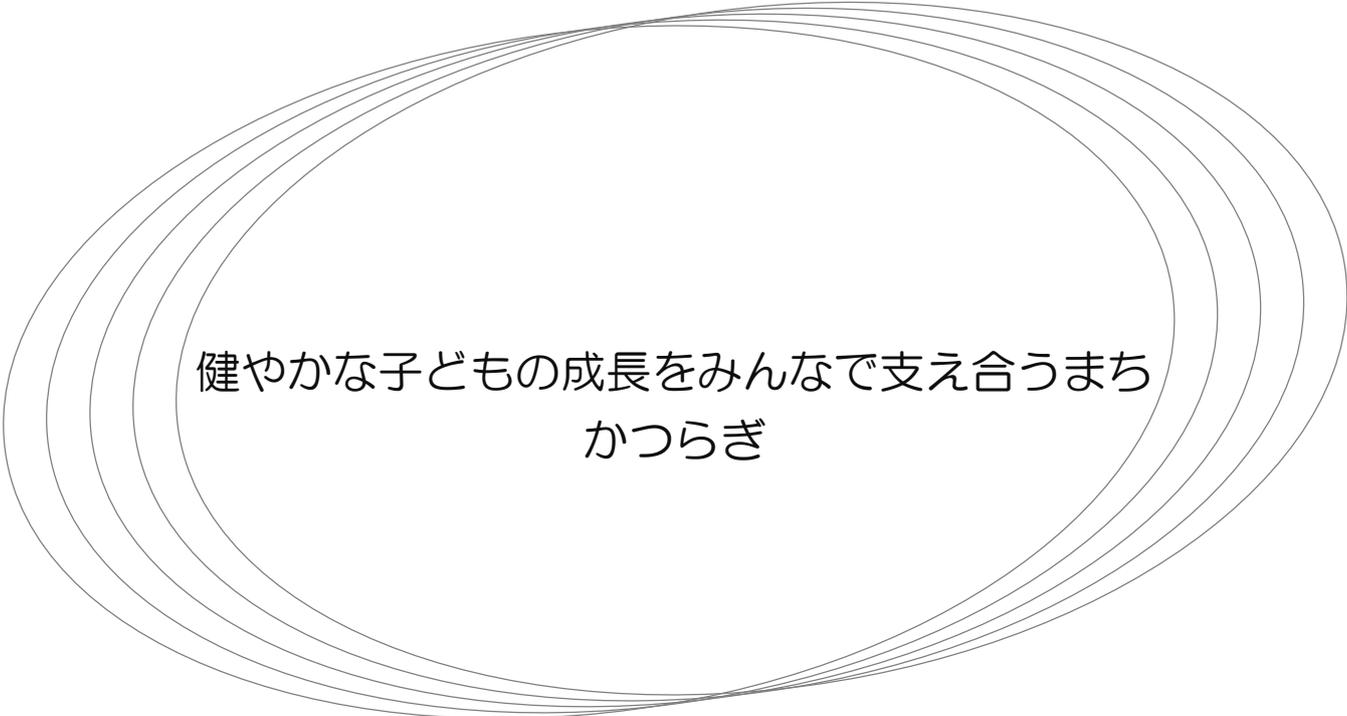


かつらぎ町

第2期子ども・子育て支援事業計画



健やかな子どもの成長をみんなで支え合うまち
かつらぎ

令和2年3月

かつらぎ町

はじめに

近年、全国的に少子高齢化・核家族化の進行や、地域との繋がり希薄化、児童虐待、子どもの貧困など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は複雑多岐に変化しています。

これらのことから子育てに関する負担や不安が高まる一方、幼児期の教育・保育に対するニーズは益々多様化してきています。

子どもは社会の宝であり、未来を担う存在です。そのため、家庭や社会が大切に見守り育てていくとともに、子育てに対する課題に対して社会全体で取り組む必要があります。

本町においては、すべての子どもたちが笑顔でくらするまちを目指して、平成27年度から平成31年度までの5年を第1期計画期間とする、『かつらぎ町 子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子ども・子育て支援に取り組んでまいりました。

今般、第1期計画期間の終了に伴い、保護者の皆様に教育・保育に対するニーズ調査を行い、かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会でご審議をいただき、令和2年度から令和6年度までの『かつらぎ町 第2期子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、子どもたちが笑顔で健やかに育ち、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力賜りました「かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会」の委員の皆様をはじめ、関係者ならびに保護者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

かつらぎ町長 中阪 雅則



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 本町における計画策定の経緯	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の対象	3
5 計画の期間	3
第2章 子どもや子育て家庭の状況	4
1 統計データからみる現状	4
2 アンケート結果からみる現状	14
3 第1期計画の主な取り組み状況	24
第3章 子育てに関する今後の課題	36
1 子ども・子育ての課題まとめ	36
第4章 計画の基本理念と施策体系	38
1 基本理念	38
2 基本的な視点	39
3 施策目標	40
4 計画の施策体系	42
第5章 施策の展開	43
1 健やかに産み育てる環境づくり	43
2 子育てと社会参加を両立させる	45
3 子育てを地域のみinnで応援する	47
4 次世代を育てる環境づくり	49
5 子どもが安全に育つ安心できるまち	50
6 支援を必要とする子どもが安心して暮らせるまち	51
第6章 子ども・子育て支援事業計画	54
1 教育・保育提供区域の設定	54
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	54
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	56
4 子ども・子育て支援事業の方向性	63

第7章 計画の推進体制	64
1 家庭	64
2 保育・教育機関	64
3 地域	64
4 企業	64
5 行政	65
6 国・県との連携	65
7 計画の進行管理	65
資料編	66
1 かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会規則	66
2 かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会委員名簿	68
3 用語集	69

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、急速な少子化がさらに進行し、平成30年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.42と3年連続で減少しており、人口を維持するのに必要な2.07程度を大きく下回っています。このような少子化の進行は、年齢階層のいびつ化を招き、社会活動にも悪影響を及ぼします。数十年先の未来を見据え、子どもを安心して産み育てられる社会実現のため、社会全体で子ども・子育て支援をさらに推進していくことが求められています。

国においては平成15年に「少子化対策基本法」、平成16年にそれに基づく「少子化社会対策大綱」を制定し、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進してきました。しかし、子育て家庭や地域を取り巻く環境の変化や虐待を受けた子ども、障害のある子ども、子どもの貧困、外国につながる子ども^{*}等、特別な支援が必要な子どもが増えている状況をふまえ、少子化対策から子ども・子育て支援の視点も含め、子どもが尊重され、育ちが等しく確保できる社会の実現を目指しています。

そして、それら子ども・子育てに関する社会環境の変化への対応や基本的視点をふまえ、平成24年に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が開始されています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等、多角的な視点から対応策を講じる方針が掲げられています。さらに、令和元年5月に可決・成立した「改正子ども・子育て支援法」を根拠法とし、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

また、子どもの貧困対策については、令和元年6月に可決・成立した「改正子どもの貧困対策推進法」において、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされています。

※外国につながる子ども：国籍に関わらず、海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指すことばです。

2 本町における計画策定の経緯

かつらぎ町（以下「本町」という。）では平成27年3月には、平成31年度までを計画期間とする「かつらぎ町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、施策の展開を図ってきました。しかし、本町においても少子化の推進や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時における保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

その中で、本町のまちづくりとしては、平成25年度に「第4次かつらぎ町長期総合計画」を策定し、「笑顔で暮らせる町づくり」を進めています。平成30年度に策定した「第4次かつらぎ町長期総合計画 後期基本計画」では、出産・子育て環境の充実を目指し、地域や家庭で、安心して、ゆとりを持って出産を迎え、子育てができるよう、講座などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会の提供を行い、子育てする仲間づくりの支援や、子育てにかかる経済的負担の軽減を図っています。

また、安心して子どもを産み、育てられるよう、母子の健康保持などの体制の充実を図るとともに、すべての子どもたちの健全な心身の成長を促していくために、地域の中での交流機会を増やすなど、地域社会全体で子育てをする環境づくりに取り組んでいます。

以上のことをふまえ、子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を推進することを目的に、「かつらぎ町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第61条に基づく法定計画として作成するものであり、本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。また、令和元年5月に「改正子ども・子育て支援法」が可決・成立しています。

【子ども・子育て支援法（第61条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は子ども・子育て支援法に基づく「第1期計画」を継承し、子どもとその家庭に関する施策の総合的な展開を図るものです。

また、本計画は、上位計画である「第4次かつらぎ町長期総合計画 後期基本計画」や、その他関連計画等との整合を図り策定しています。

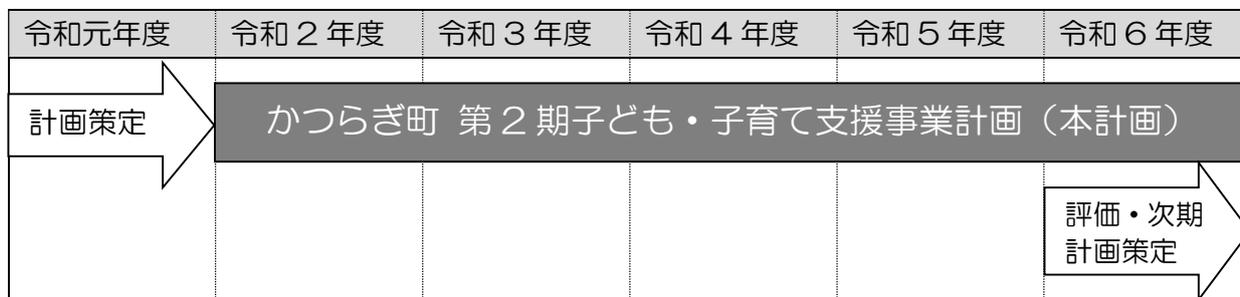
4 計画の対象

本計画で対象とする子どもは、概ね0歳から18歳未満の乳幼児及び青少年とします。
また、子どもの保護者及び家族、それらを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

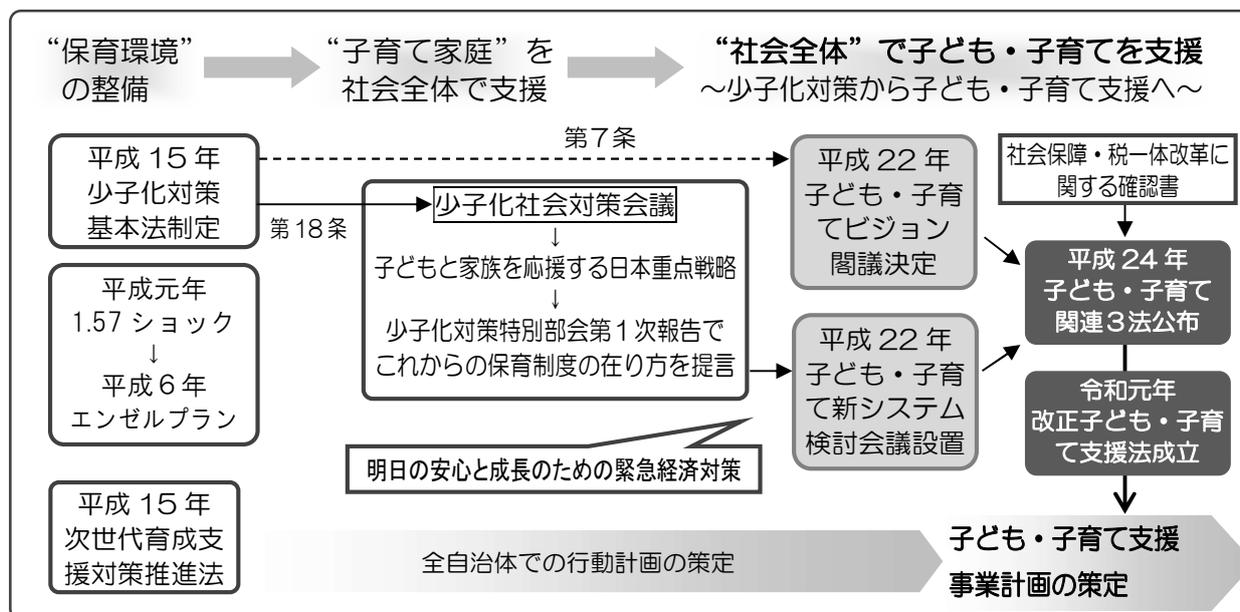
5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



国の子ども育成関連計画等の流れ



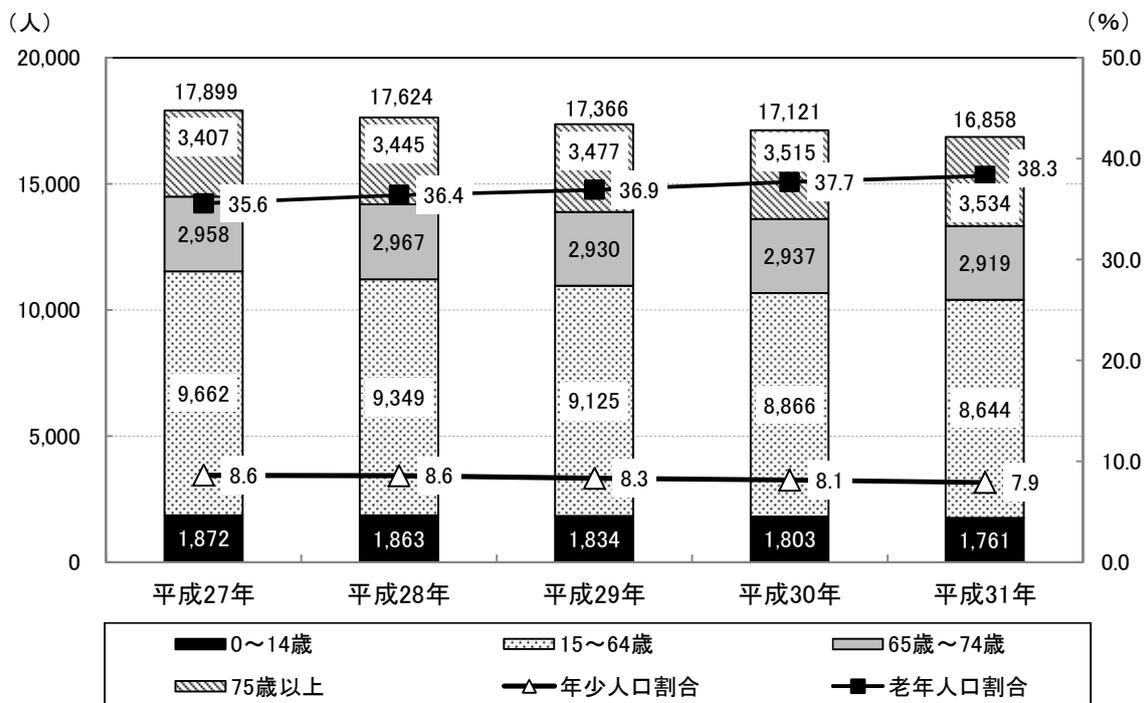
第2章 子どもや子育て家庭の状況

1 統計データからみる現状

(1) 人口の推移

人口の推移についてみると、本町の総人口は減少傾向にあり、平成31年では16,858人となっています。年齢4区分別人口をみると、0～14歳人口は減少、75歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。高齢化率（65歳以上）は38.3%となり、平成27年よりも2.7%ポイント増加しています。

■年齢4区分別人口の推移



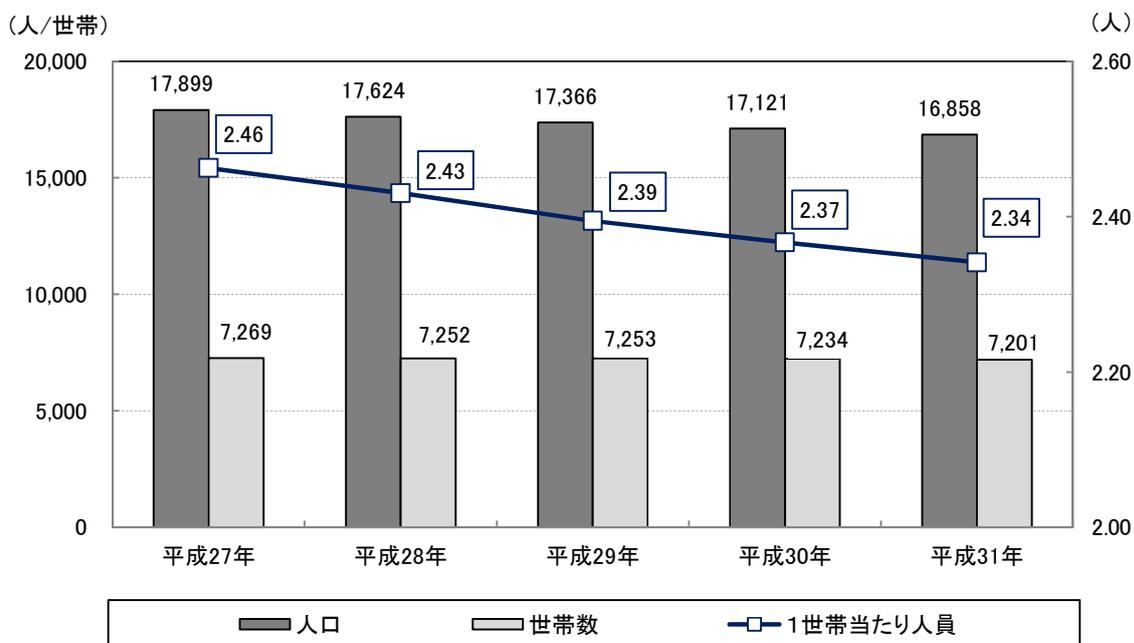
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 世帯の状況

世帯の状況についてみると、本町の一般世帯数は、年々減少傾向にあり平成31年4月1日現在では7,201世帯となっています。

また、世帯当たりの人員についても減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では、世帯当たり2.34人となっています。

■一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



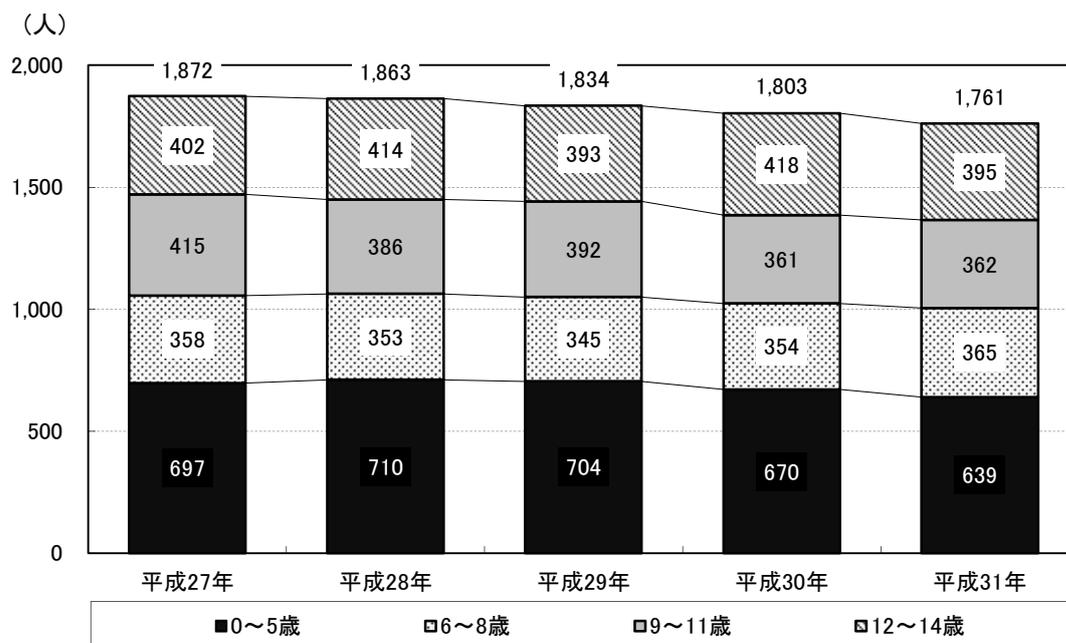
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 年少人口の推移と推計

年少人口の推移についてみると、本町の年少人口（0～14歳の人口）は、平成31年4月1日現在、1,761人で減少傾向にあります。年齢別に見ると、0～5歳、9～11歳人口の減少幅が大きくなっています。

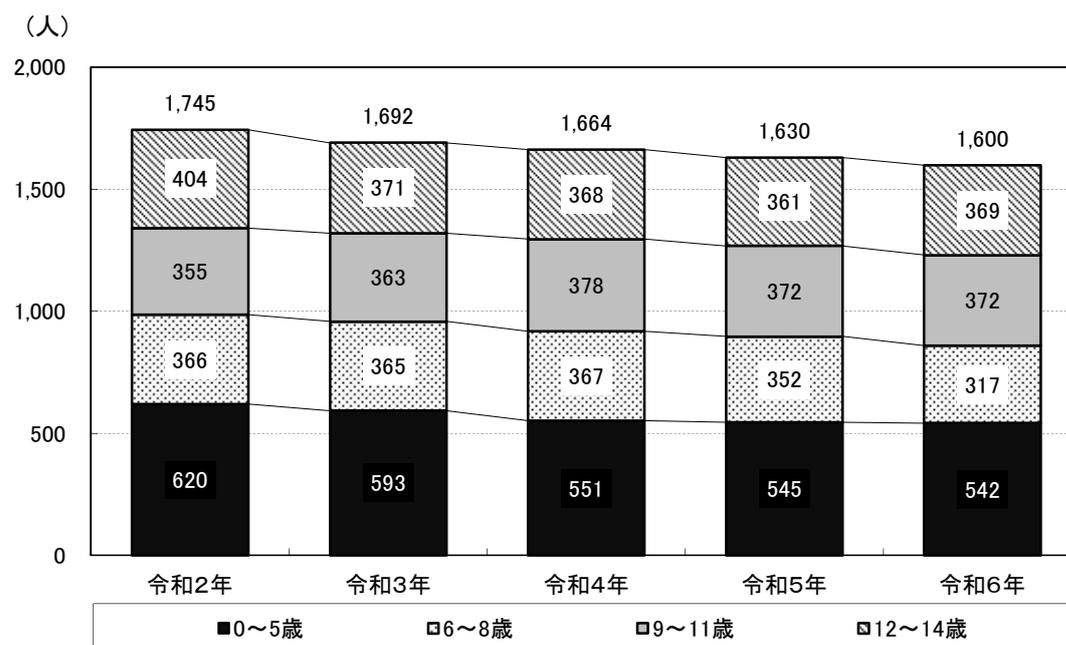
令和2年以降の年少人口を推計すると、令和6年には1,600人となり、平成31年よりも161人減少すると見込まれます。

■年齢別年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢別年少人口の推計（令和2～6年）



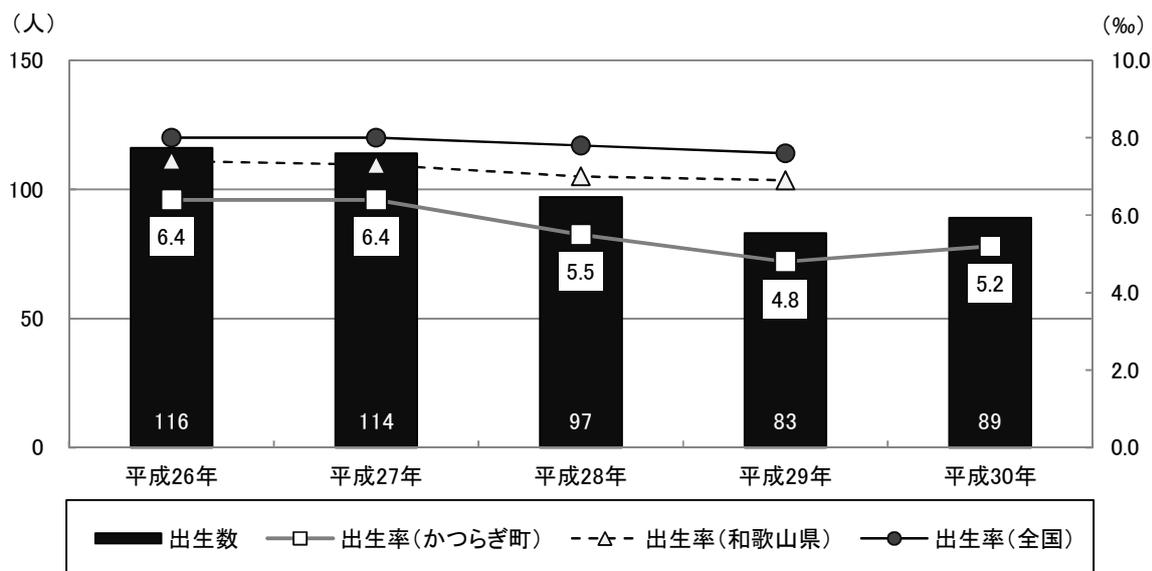
資料：住民基本台帳の平成26年～平成31年の人口をもとにコーホート変化率法により推計

(4) 出生の状況

出生数の状況についてみると、平成30年では平成26年と比較して27人減少し89人となっています。

出生率についてみると、平成30年の出生率は、平成26年と比較して1.2%ポイント減少し、5.2%となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、国・県の値を下回る数値で推移しています。

■かつらぎ町、和歌山県、全国における出生数と出生率の推移



(単位:人、%)

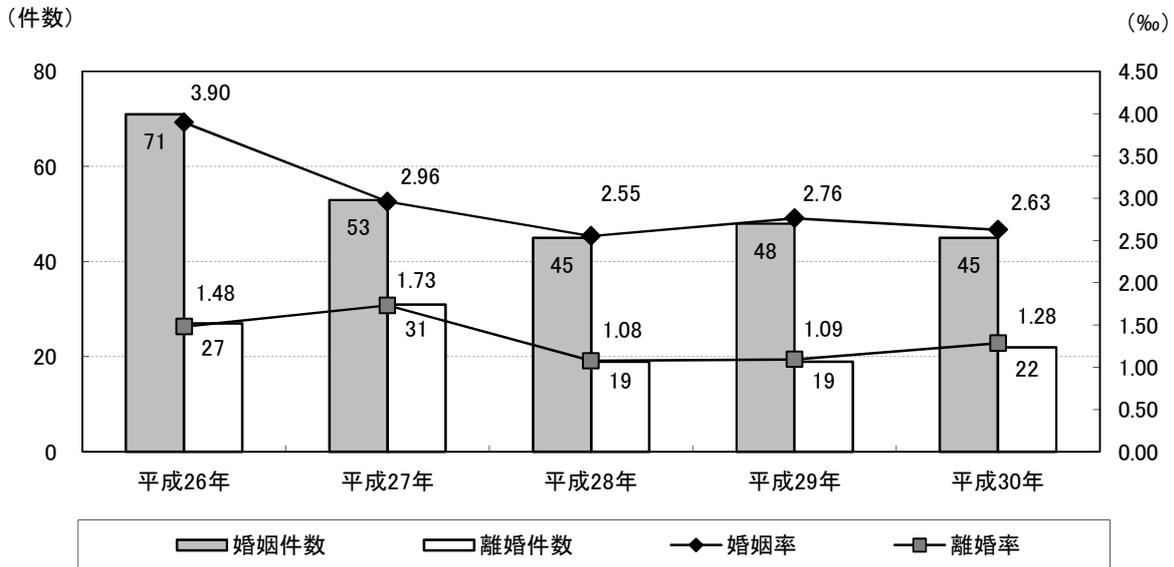
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	116	114	97	83	89
出生率(かつらぎ町)	6.4	6.4	5.5	4.8	5.2
出生率(和歌山県)	7.4	7.3	7.0	6.9	6.6
出生率(全国)	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

資料:人口動態統計(確定数)の概要(和歌山県 医務課)
%は人口1,000人当たりの割合

(5) 婚姻・離婚の推移

平成 26 年以降の結婚・離婚の状況についてみると、平成 30 年の婚姻数は 45 件、離婚数は 22 件、婚姻率は 2.63‰、離婚率は 1.28‰となっています。平成 28 年以降をみると、婚姻率、離婚率とも横ばいでの推移となっています。

■かつらぎ町における婚姻・離婚の推移

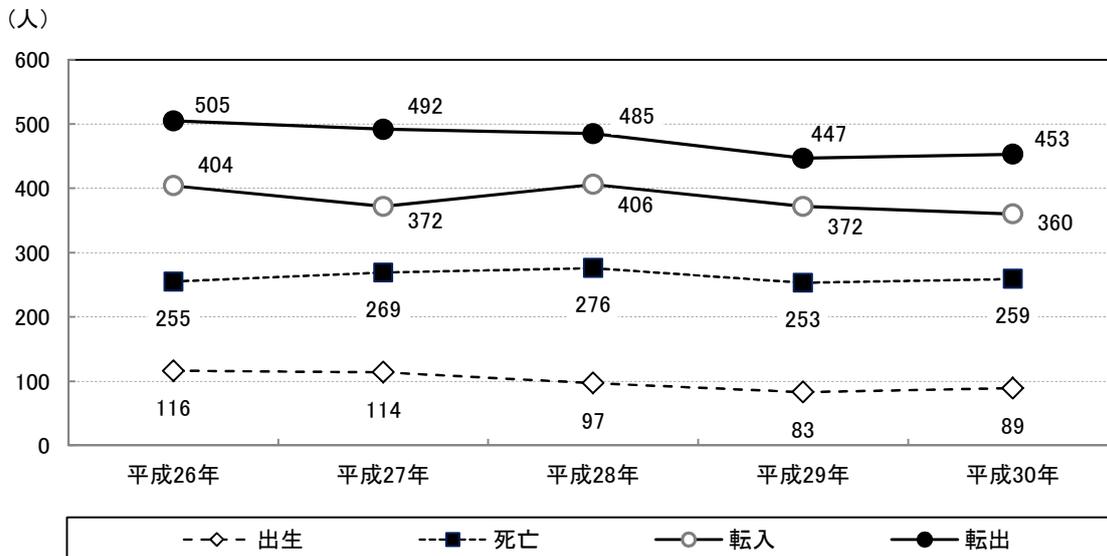


資料: 住民福祉課

(6) 人口動態

平成 30 年の人口動態についてみると、出生数 89 人、死亡者数 259 人、転入者数 360 人、転出者数 453 人で、自然動態、社会動態ともマイナスになっています。平成 26 年以降では毎年 250 人前後の人口減少が続いています。

■かつらぎ町における人口動態



資料: 住民福祉課

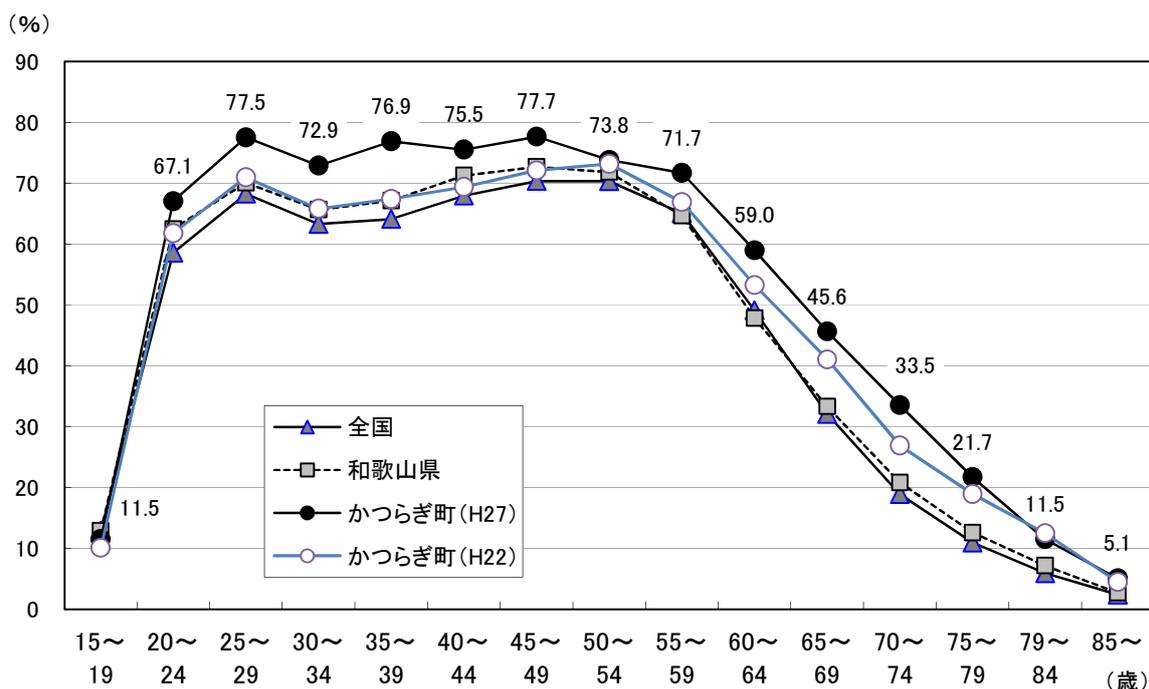
(7) 女性の就業率・労働力率

国勢調査から年代別に女性の就業率についてみると、20歳以上の各年代で全国、和歌山県を上回る就業率となっています。特に子育て世代といわれる30～34歳でわずかに就業率が下がるものの、25～59歳まで70%を超える高い就業率となっています。

また、前回調査（平成22年）と比較しても、各年代で就業率の上昇がみられ、この5年間で就業した女性が増加したとみられます。

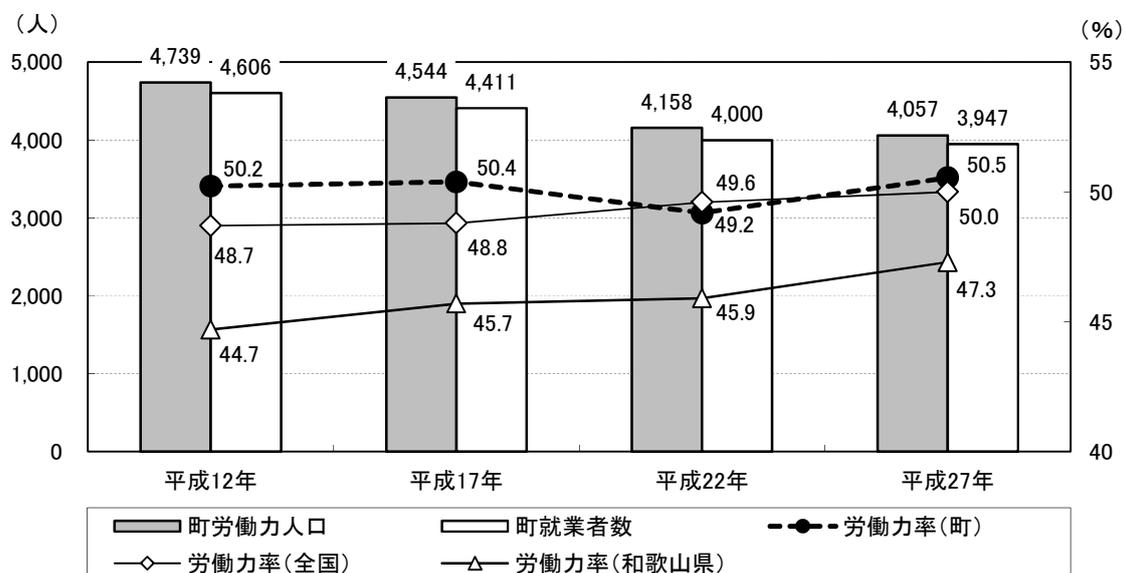
女性の労働力率についてみると、平成27年調査では全国、和歌山県を上回る労働力率となっています。

■年代別女性の就業率



資料: 国勢調査

■女性の労働力人口、労働力率の推移



資料: 国勢調査

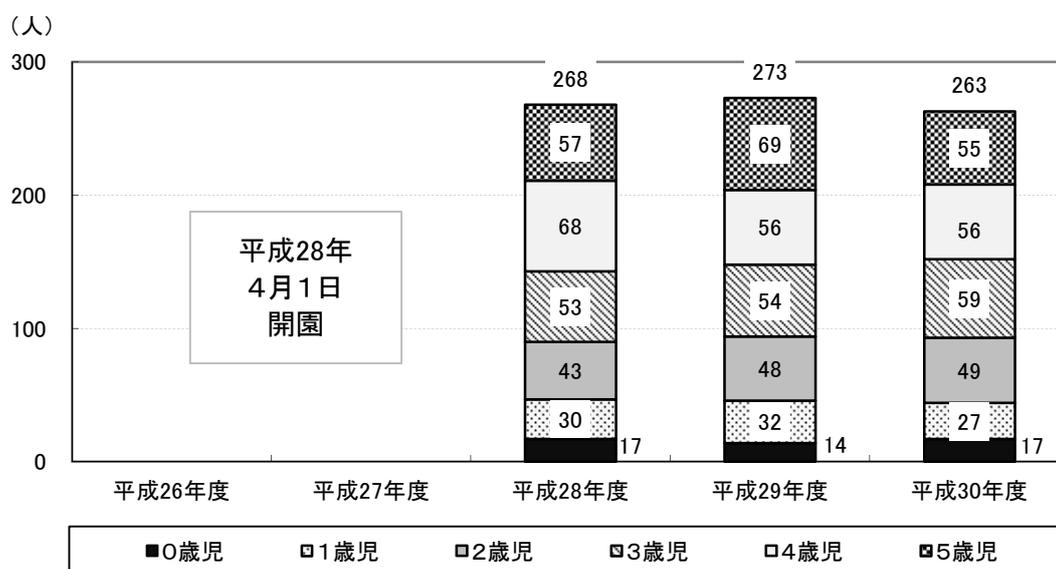
(8) 認定こども園・幼稚園の状況

認定こども園は、平成28年4月1日に開園しています。在園児童数についてみると、平成30年度は佐野こども園が263人、三谷こども園が226人となっています。児童数全体としては、横ばいから微増で推移しています。平成26年度・27年度の在所（在園）児童数については次ページを参照ください。

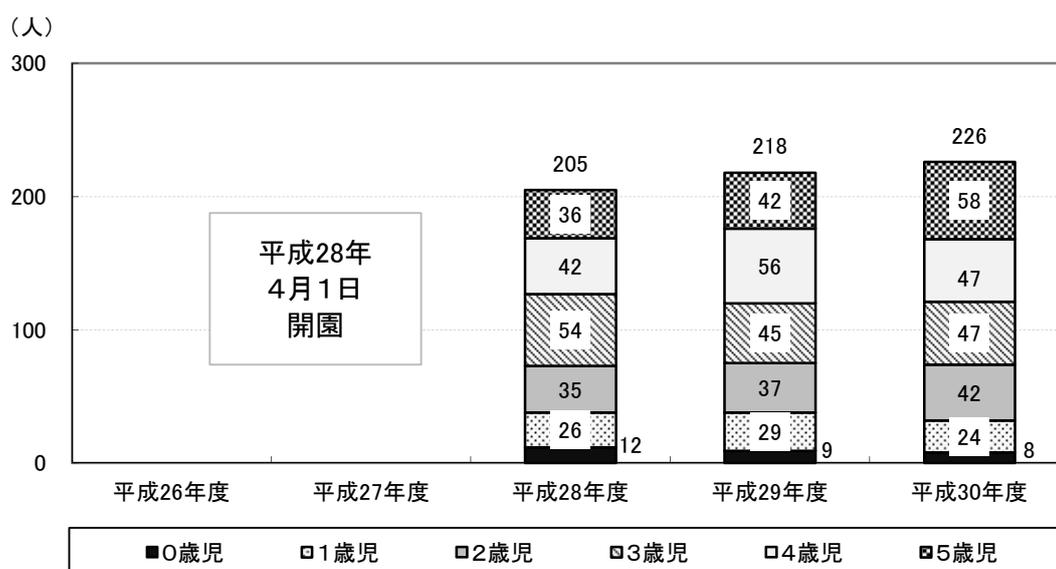
一方、幼稚園（聖心幼稚園・花園幼稚園）における在園児童数は、平成30年度で28人、平成27年度は減少となったものの、平成28年度以降は増加傾向に転じています。

■認定こども園における在園児童数

◇佐野こども園

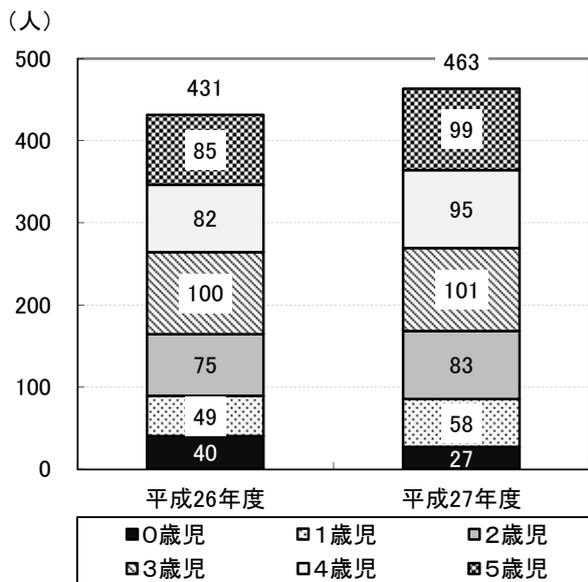


◇三谷こども園

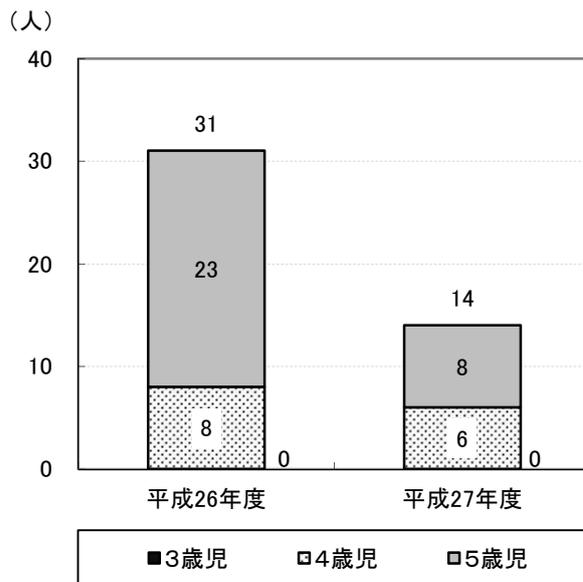


資料:教育員会教育総務課

■旧7保育所における在所児童数(平成26・27年度)



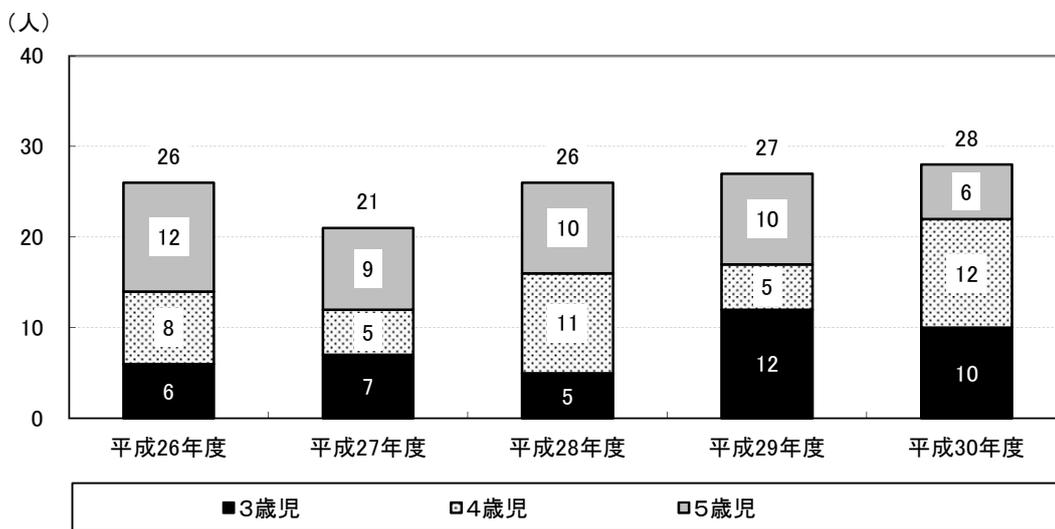
■旧4幼稚園における在園児童数(平成26・27年度)



※保育所は、笠田・中部・中飯降・渋田・四郷・丁ノ町・妙寺の各保育所の合計
 幼稚園は、笠田・大谷・渋田・妙寺の各幼稚園の合計
 上記7保育園と4幼稚園を統合して、佐野こども園、三谷こども園として開園

資料:教育委員会教育総務課

■幼稚園における在園児童数(聖心幼稚園・花園幼稚園)

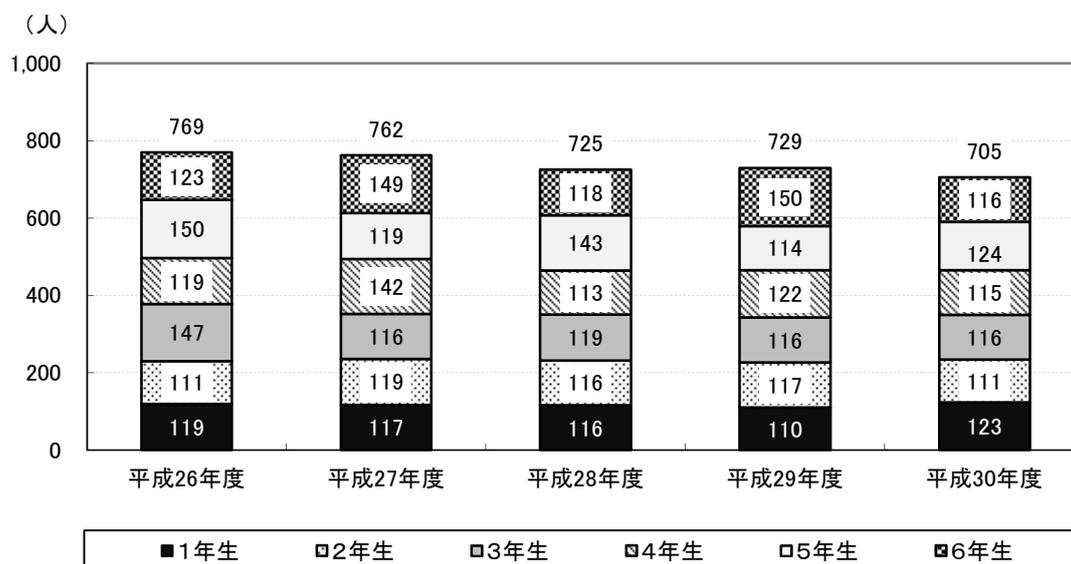


資料:教育委員会教育総務課

(9) 小学校の状況

小学校の児童数の状況についてみると、平成30年度は705人、平成26年度と比較すると64人の減少となっています。こども園や幼稚園の状況からみると、当面は700人前後の児童数で推移するとみられます。

■小学校児童数の推移



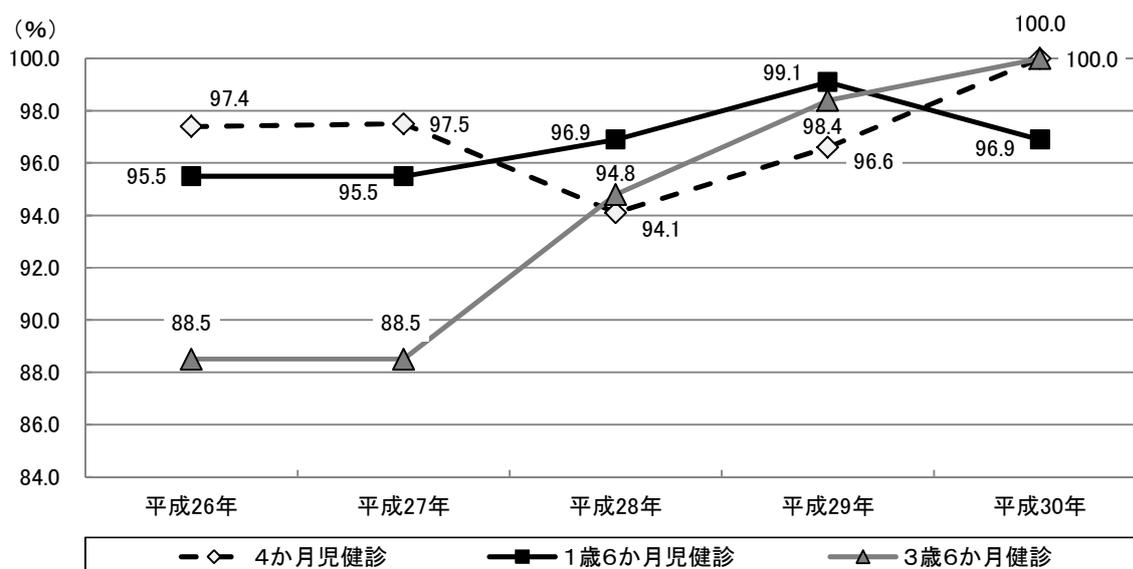
資料:教育委員会教育総務課

(10) 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の状況についてみると、平成30年の受診率は、平成26年の受診率と比べて全体的に高まる傾向にあります。

乳幼児の年齢別にみると、4か月児健診と3歳6か月健診の受診率が100%、1歳6か月健診も96.9%と高くなっており、乳幼児健診が確実に実施されていることがわかります。

■乳幼児健診の受診率



		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
4か月児健診	受診者数	114人	115人	96人	86人	94人
	受診率	97.4%	97.5%	94.1%	96.6%	100%
	実施回数	12回	12回	12回	12回	12回
1歳6か月児健診	受診者数	127人	107人	123人	109人	94人
	受診率	95.5%	95.5%	96.9%	99.1%	96.9%
	実施回数	6回	6回	6回	6回	6回
3歳6か月健診	受診者数	108人	108人	127人	120人	120人
	受診率	88.5%	88.5%	94.8%	98.4%	100%
	実施回数	6回	6回	6回	6回	6回

資料:健康推進課

2 アンケート結果からみる現状

本調査は、令和元年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の資料として、保育ニーズやかつらぎ町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、町民ニーズ調査（アンケート調査）として実施しました。

■調査概要

- 調査地域：かつらぎ町全域
- 調査対象者：かつらぎ町在住の就学前児童のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
かつらぎ町在住の小学1年生～6年生のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成31年2月27日（水）～平成31年3月14日（木）
- 調査方法：保育所、幼稚園、小学校で配布・回収。一部乳児には郵送配布・郵送回収。

（単位：件）

調査票	調査対象者数 （配布数）	有効回答数	有効回答率
就学前児童	523	385	73.6%
小学生児童	535	406	75.9%
合計	1,058	791	74.8%

■報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- グラフ中の「0.0%」については、表示上の関係で省略している場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から1つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

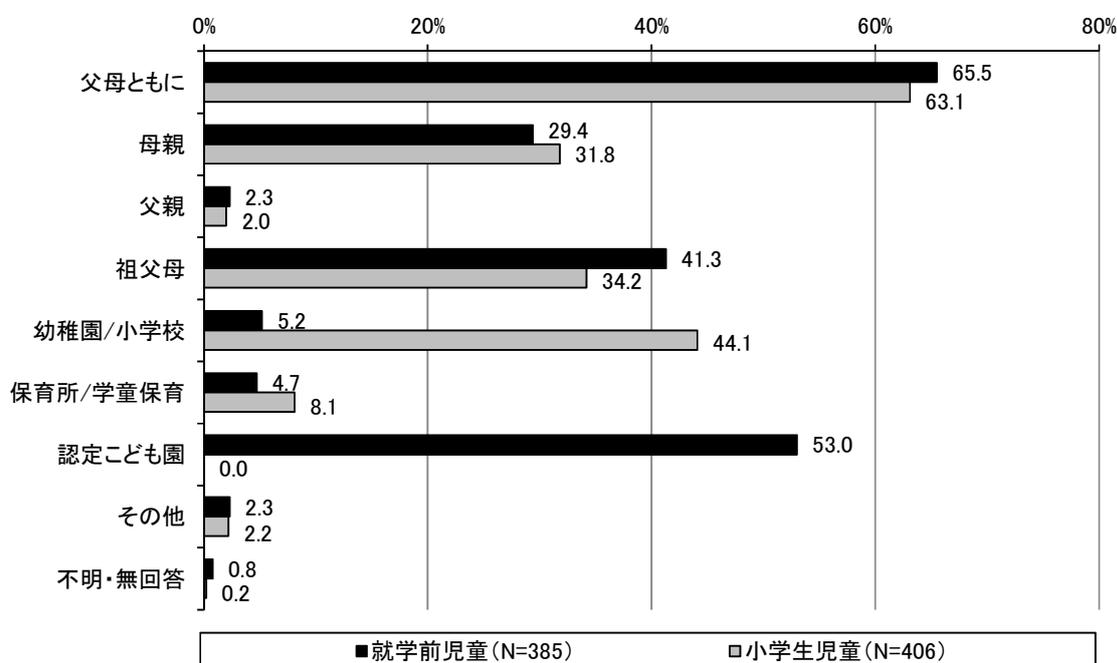
(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

子育てに日常的に関わっている方についてみると、就学前児童、小学生児童とも「父母ともに」が6割を超え、施設では、就学前児童は「認定子ども園」、小学生児童は「小学校」が最も高くなっています。

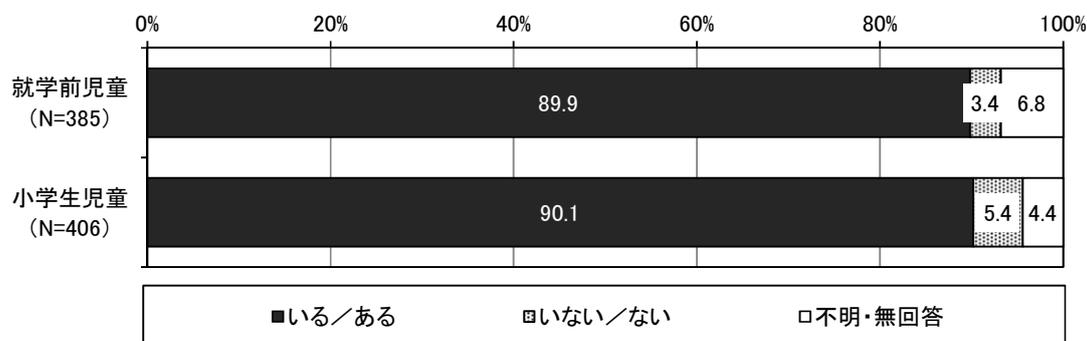
また、子育てや教育についての相談相手や相談できる場所についてみると、就学前児童、小学生児童とも9割前後が「いる／ある」と回答しています。

相談先についてみると、就学前児童、小学生児童とも「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位にあり、次いで就学前児童では「保育士、幼稚園教諭」、小学生児童では「小学校の先生」となっています。一方、子育て支援施設（地域子育て支援センター、児童館等）や保健所・保健福祉センターの割合は低くなっています。

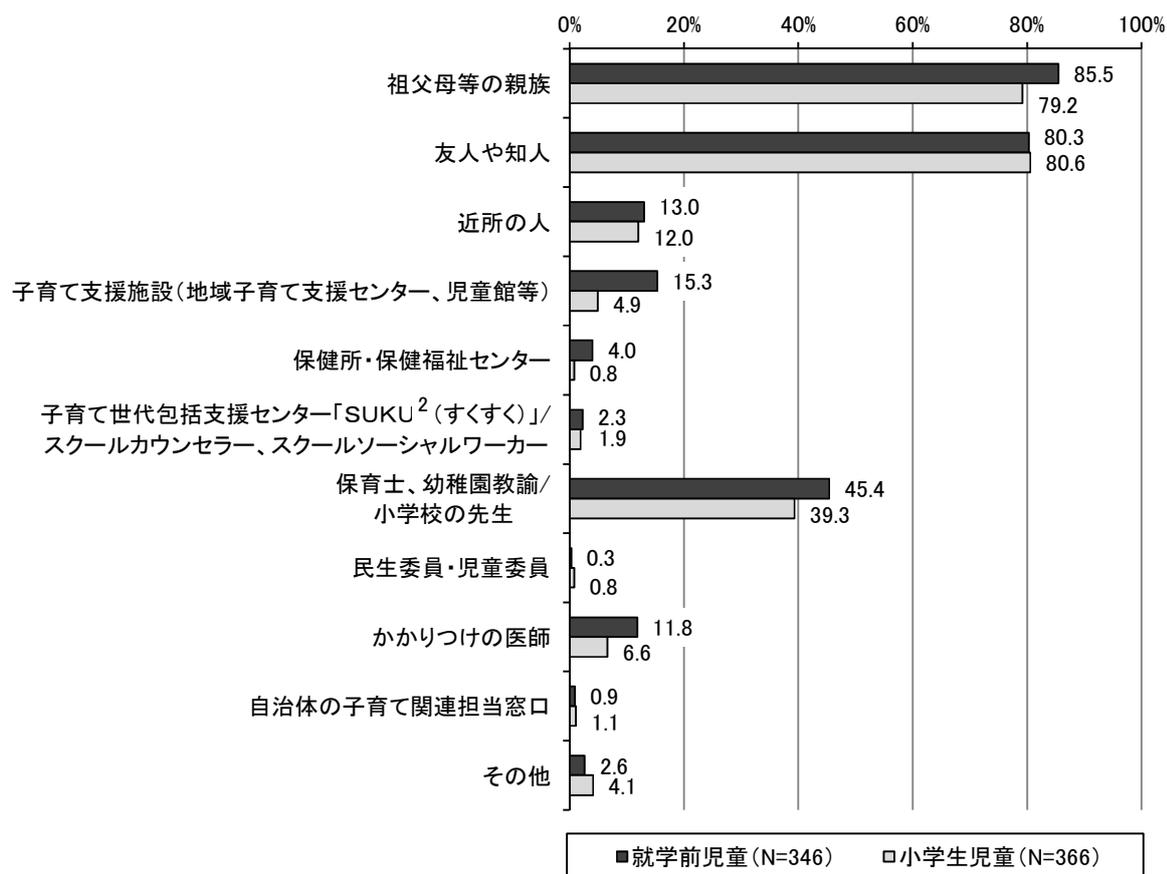
■子育てに日常的に関わっている方や施設〈複数回答〉



■子育てや教育についての相談相手や相談できる場所の有無〈単数回答〉



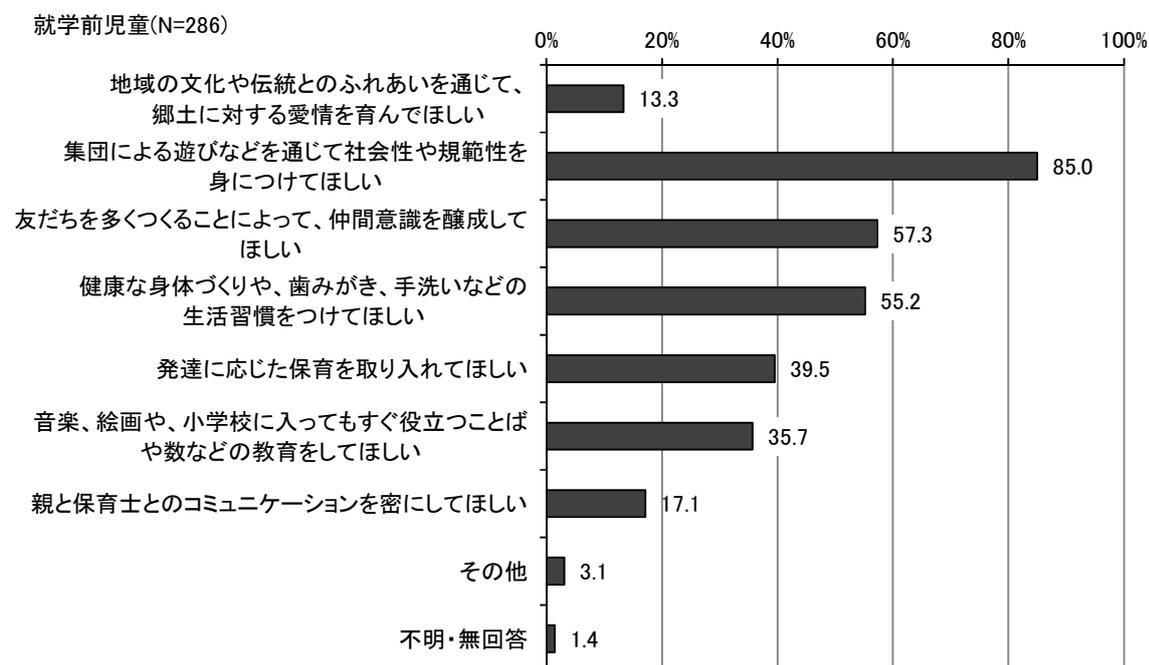
■子育てや教育についての相談先〈複数回答〉



(2) 教育・保育施設についての希望

通園している施設で大事にしてほしいことについてみると、「集団による遊びなどを通じて社会性や規範性を身につけてほしい」が85.0%と最も高くなっており、「社会性」や「規範性」に加え、「仲間意識の醸成」が期待されています。

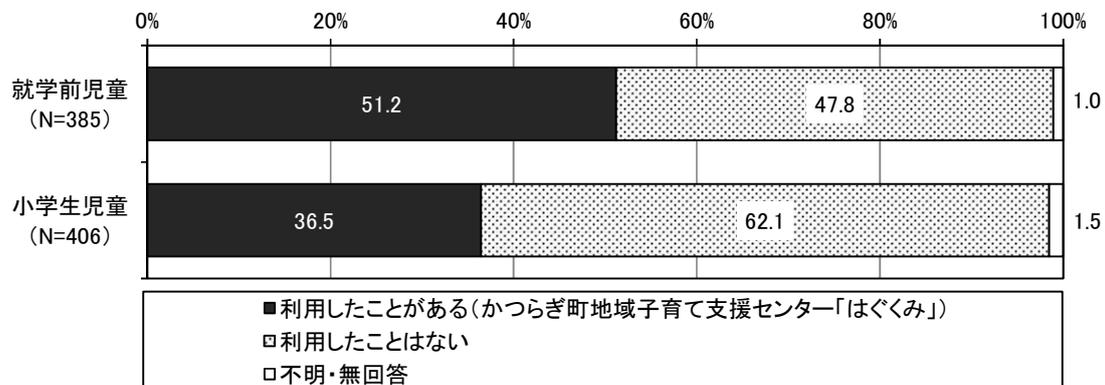
■通園している施設で大事にしてほしいと思うこと(幼稚園・認定こども園を利用している方のみ)〈複数回答〉



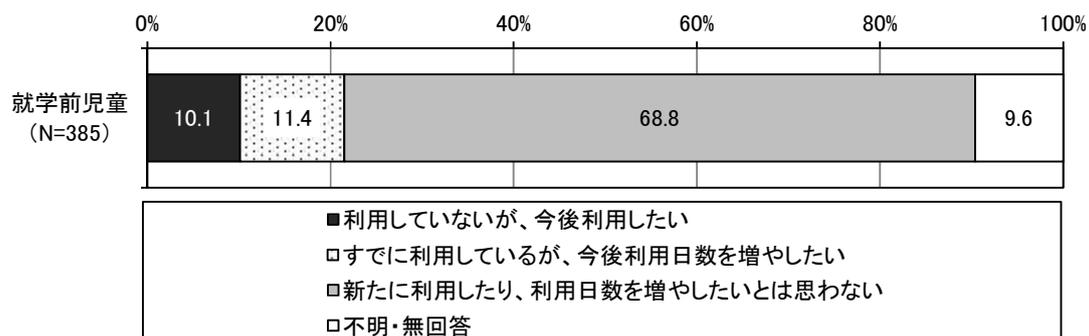
(3) 地域子育て支援拠点センターの利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、地域子育て支援センターを利用しているのは、就学前児童で5割程度となっており、今後については2割程度が利用意向を持っています。

■現在の利用状況〈単数回答〉



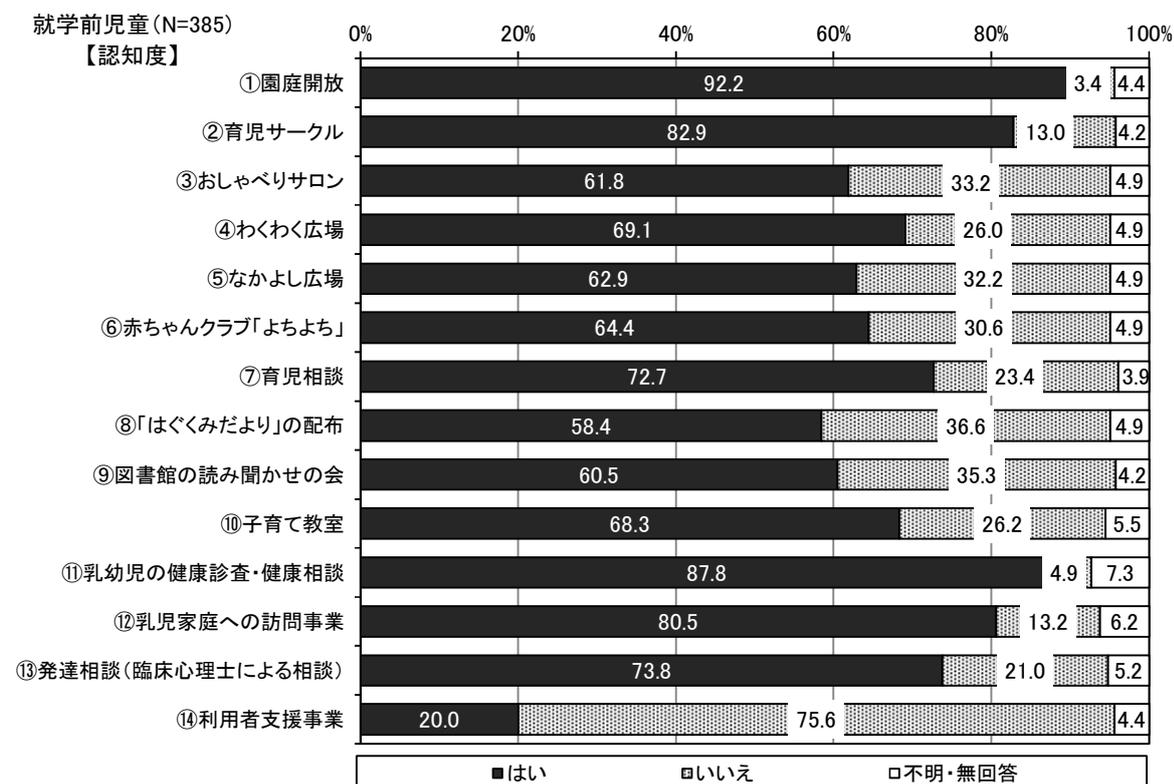
■今後の利用意向〈単数回答〉



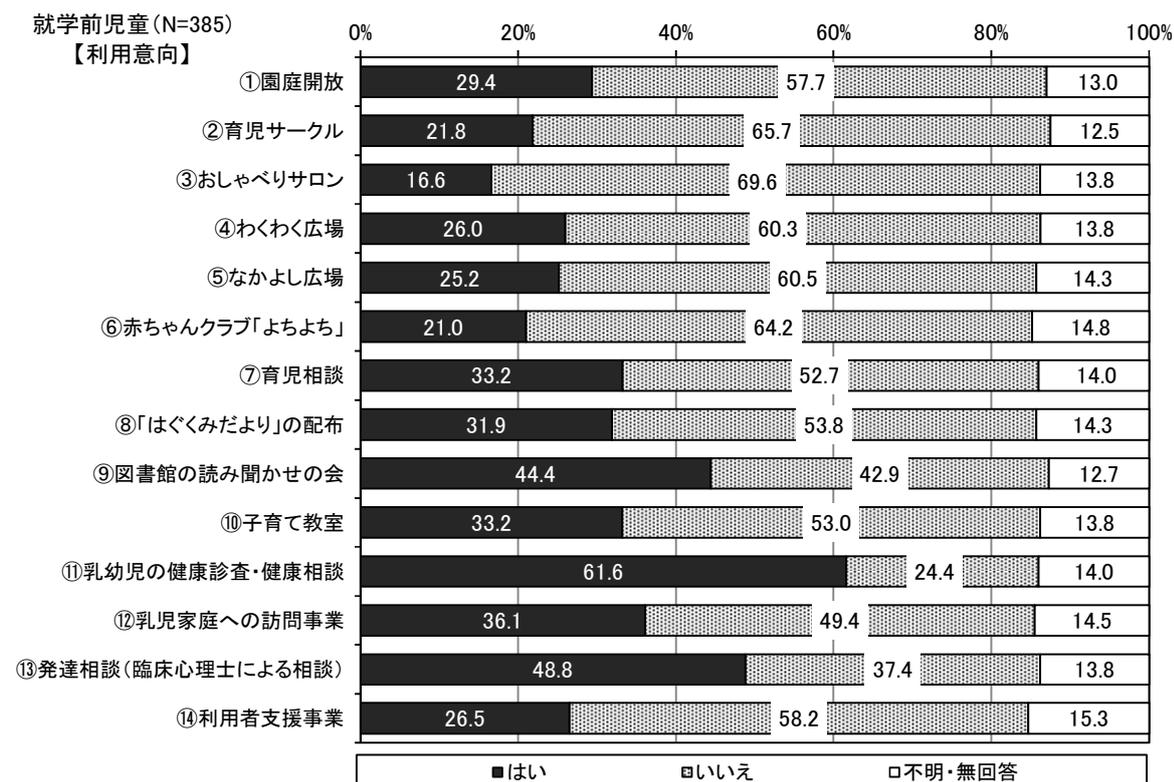
(4) 地域子育て支援事業の認知度と今後の利用意向

就学前児童での現在の認知度についてみると、概ね6割以上となっており、地域子育て支援事業の認知度は高くなっています。利用意向についてみると、4割を超えているのは3事業となっています。その中で「図書館の読み聞かせの会」については、認知度に対して利用意向が高くなっています。今後もニーズのある事業をしっかりと把握して周知活動を進めていく必要があるといえます。

■認知度〈単数回答〉



■利用意向〈単数回答〉



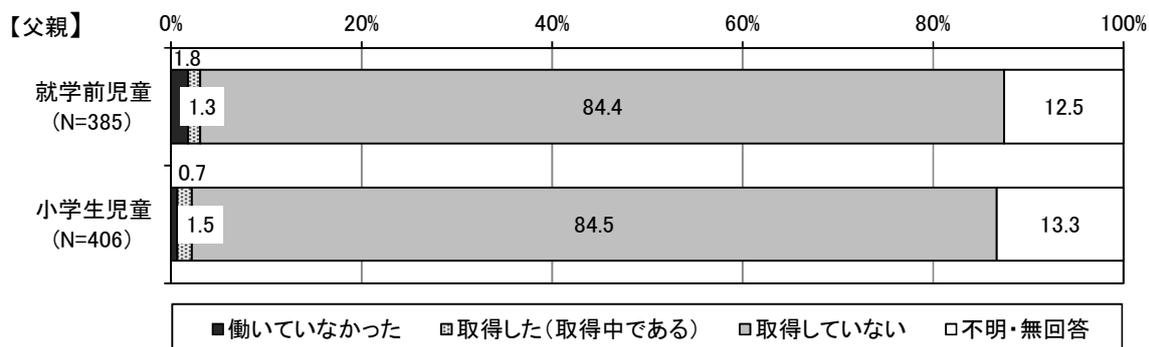
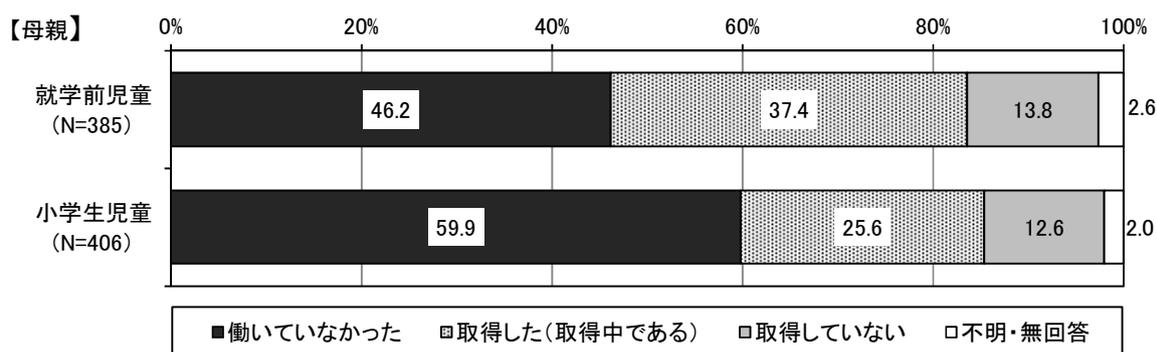
(5) 職場との両立支援制度について

育児休業取得状況についてみると、就学前児童の母親では「取得した（取得中である）」が37.4%であるのに対して、父親では1.3%と非常に低くなっています。

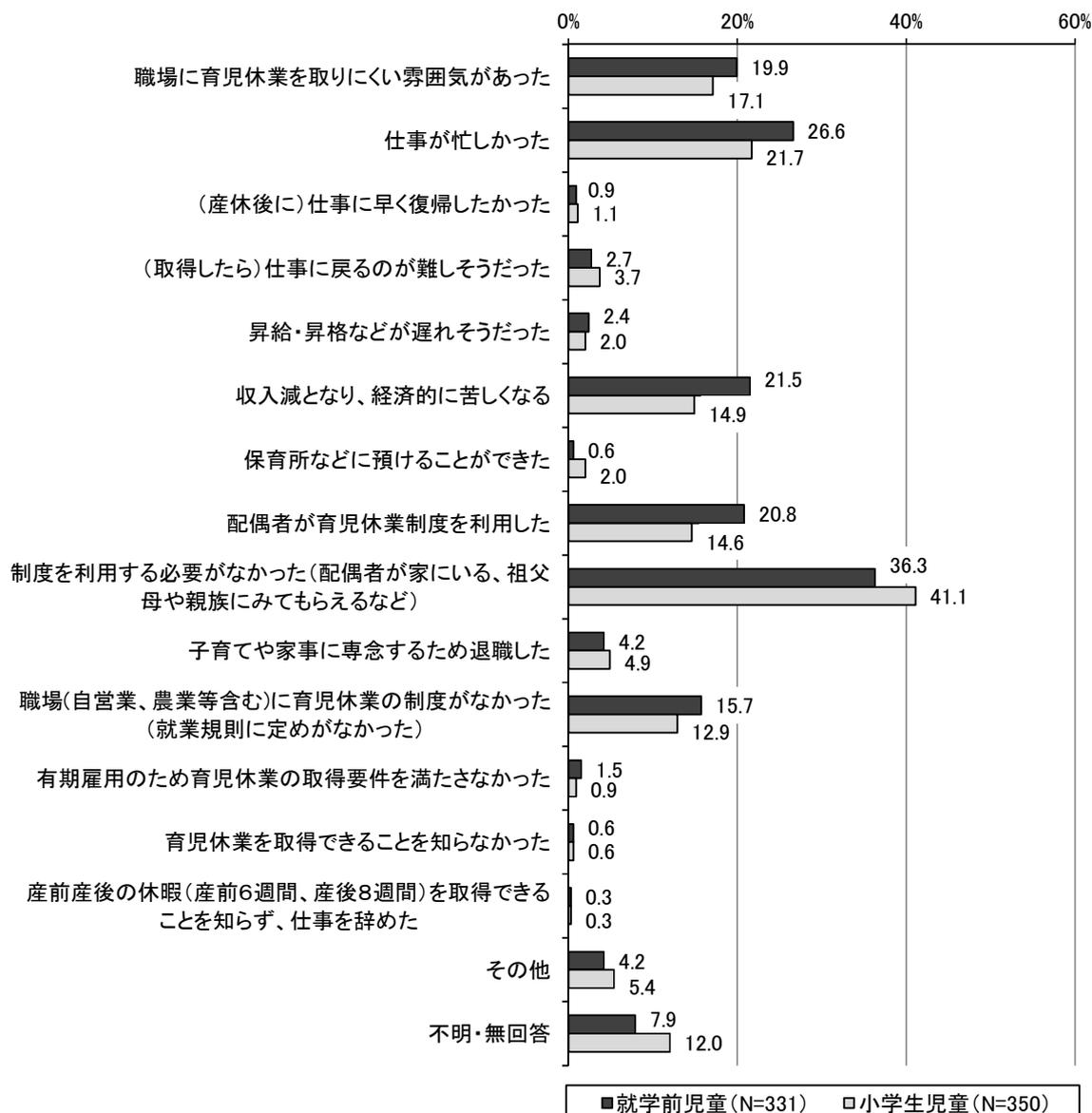
育児休業を取得していない理由についてみると、就学前児童、小学生児童とも「制度を利用する必要がなかった（配偶者が家にいる、祖父母や親族にみてもらえるなど）」がそれぞれ36.3%、41.1%と最も高く、次いで就学前児童、小学生児童とも「仕事が忙しかった」となっています。女性の就労が進む中で、小学生児童と比較すると職場で育児休業をとりにくい項目の割合が高くなっており、さらなる環境を改善するための周知が必要といえます。

また、育児休業給付や保険料が免除になる仕組みについてみると、就学前児童、小学生児童とも「育児休業のみ知っていた」がそれぞれ47.5%、32.0%と最も高く、次いで就学前児童では「育児休業、保険料免除のいずれも知っていた」、小学生児童では「育児休業、保険料免除のいずれも知っていた」、「育児休業、保険料免除のいずれも知らなかった」となっています。

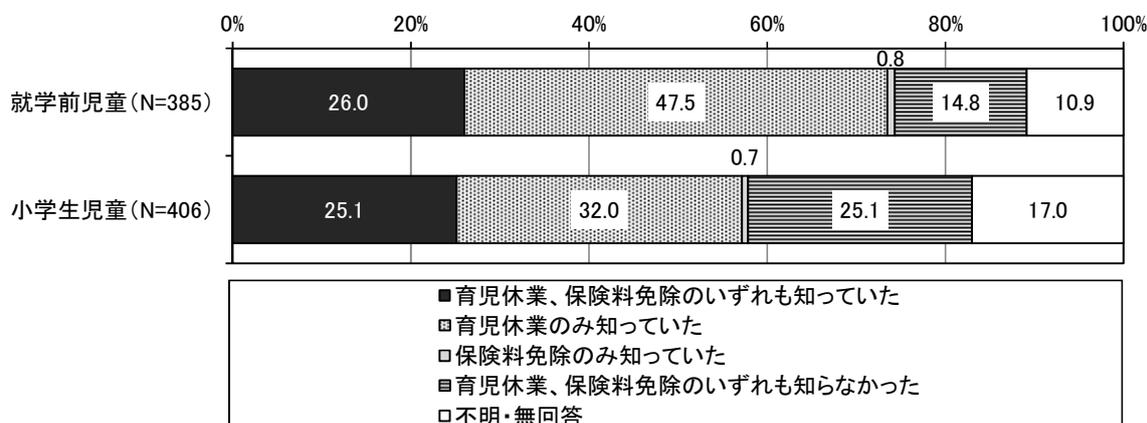
■保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉



■育児休業を取得しなかった理由〈複数回答〉



■育児休業給付や保険料が免除になる仕組みについて〈単数回答〉



(6) かつらぎ町の子育て環境や生活支援について

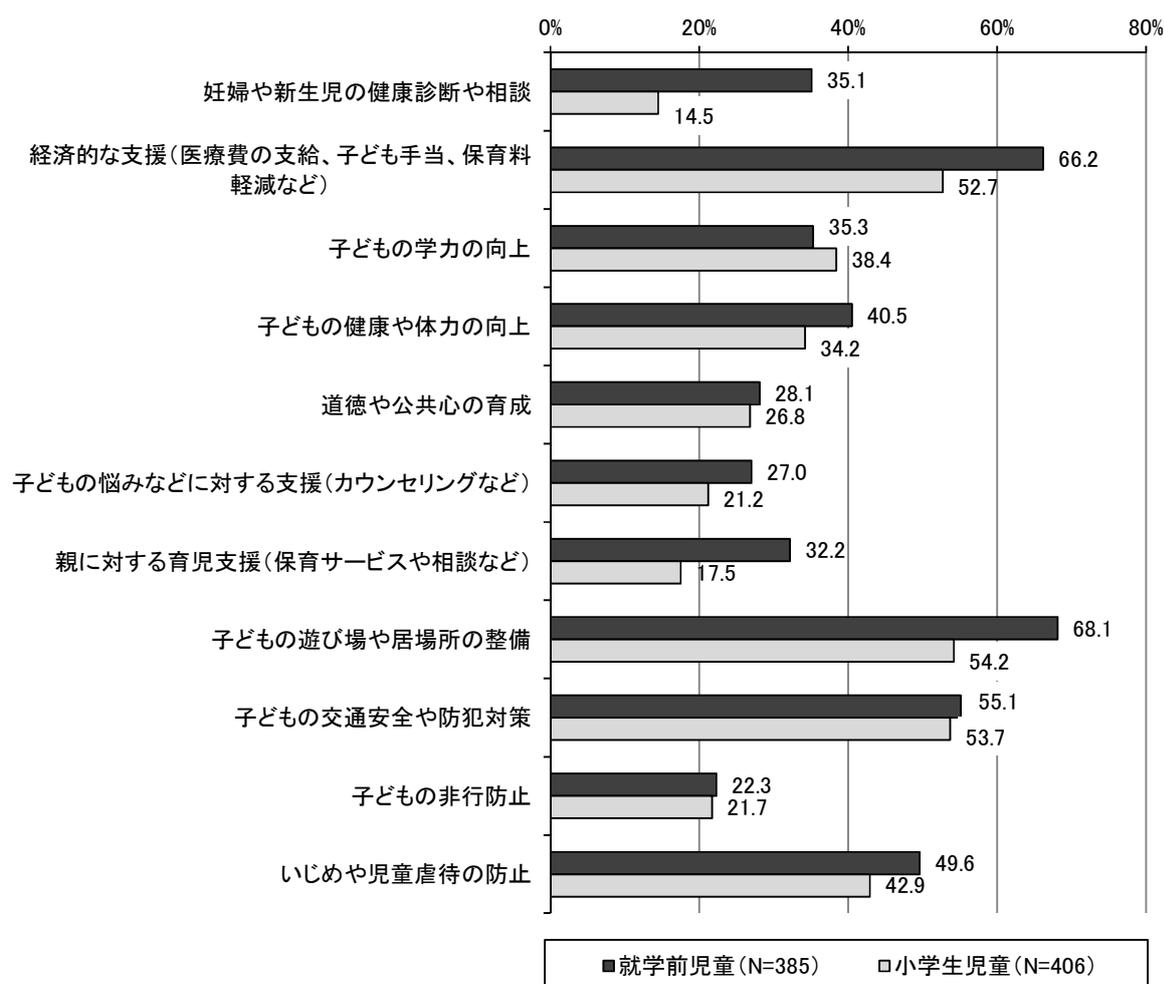
子育てや教育をする上で行政に希望するサポートについてみると、就学前児童、小学生児童とも「子どもの遊び場や居場所の整備」がそれぞれ68.1%、54.2%と最も高く、次いで就学前児童では「経済的な支援（医療費の支給、子ども手当、保育料軽減など）」、小学生児童では「子どもの交通安全や防犯対策」となっています。

子育てをするためには、子どもの「居場所の確保」や「安心・安全」に加え、「経済的支援」へのサポートが必要とされています。

小学生児童に対して現在または将来的に、利用したいと思う支援等についてみると、「夏休みや冬休みなどの長期休暇中に、子どもたちが学習できる場所」、「保護者が家にいないときに、子どもが安心して過ごすことができる場所やサービスの提供」が6割近くを占め、子どもが安心して過ごせる「場所・サービス」の提供が重要となっています。

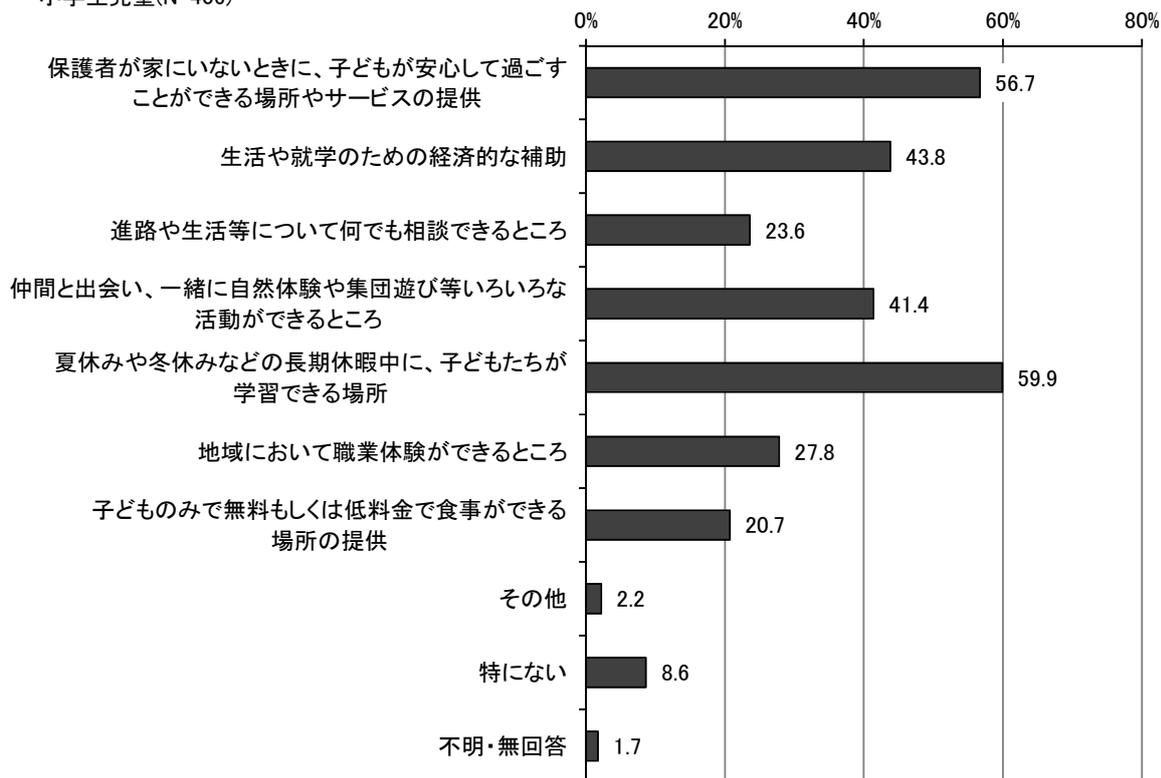
また、かつらぎ町の子育て環境や支援制度の満足度については平均の「3」前後の評価となっています。

■子育てや教育をする上で行政に希望するサポート〈複数回答〉

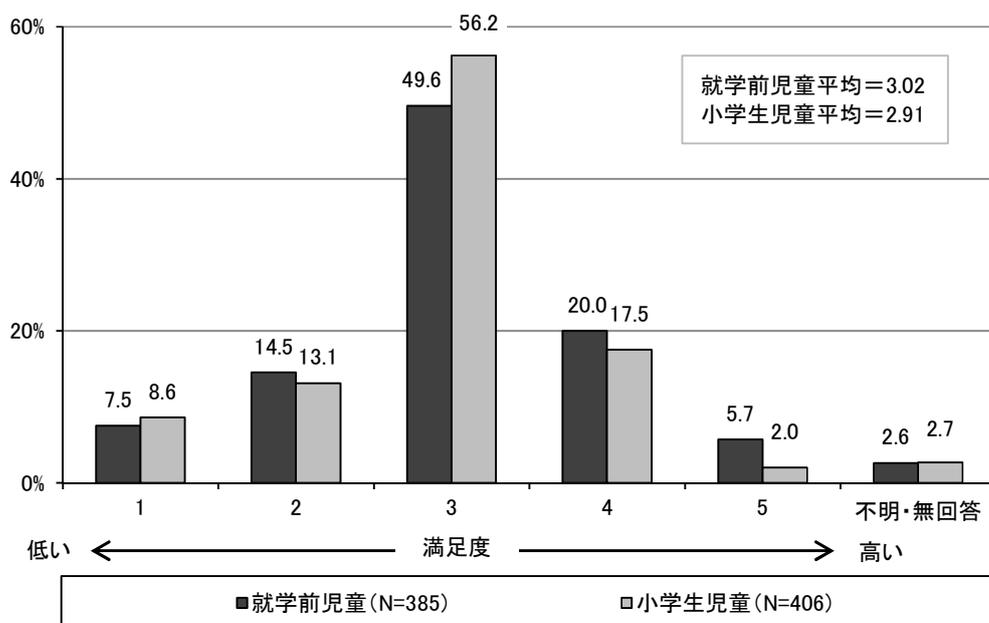


■現在または将来的に、利用したいと思う生活支援等について〈複数回答〉

小学生児童(N=406)



■かつらぎ町の子育て環境や支援制度の満足度〈単数回答〉



(7) かつらぎ町の子育て環境や支援に関する意見や要望等

かつらぎ町の子育て環境や支援に関する意見や要望についてみると、就学前児童では「公園の整備・充実」が最も多く、次いで「こども園の保育環境について」、「こども園の保育時間について」となっています。

一方、小学生児童では「公園の整備・充実」が最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる場所の充実」、「学童保育について」、「教育全般について」となっています。

全体的にみると、放課後や長期休暇中の子どもが安心して遊べる場所や公園を求める意見や要望が多くなっています。就学前児童では、土曜日の1日保育・日祝日の利用や保育時間の延長等、こども園に関する意見や要望も多くなっています。

また、満足と感じていることについては、子育て支援等に関するサポートや、医療費助成制度の充実等があげられています。

3 第1期計画の主な取り組み状況

(1) 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

① 教育・保育施設等

■ 1号認定（認定こども園及び幼稚園）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	83	81	79	79	77
	確保の内容		305	145	145	145	145
実績値			35	96	96	100	—

○1号認定の平成30年度の実績値は100人、平成28年度以降100人程度で推移しており、量の見込みを上回っています。

（※確保の内容には「確認を受けない幼稚園」として各年度60人を含む）

■ 2号認定（認定こども園及び保育所）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	267	260	254	247	241
	確保の内容		254	260	260	260	260
実績値			295	266	280	278	—

○2号認定の実績値は平成30年度で278人、平成27年度以降増減はあるが、平成27年度以降量の見込みを上回って推移しています。

■ 3号認定（認定こども園及び保育所）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	154	148	146	143	141
	確保の内容		156	150	150	150	150
実績値			168	163	169	167	—

○3号認定の実績値は平成30年度で167人、平成27年度以降160人台で推移しており、平成27年度以降量の見込みを上回っています。

※1号～3号認定については、第6章を参照ください。

② 地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	600	583	569	547	532
	確保の内容		600	583	569	547	532
実績値			—	872	874	696	—

○延長保育事業は、2 か所で実施しており、平成 30 年度の実績は 696 人となっています。平成 28 年度以降見込み量を上回って推移しています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0	0
実績値			0	0	0	0	—

○子育て短期支援事業は、1 か所で実施していますが、平成 30 年度は実績値がゼロとなっています。平成 27 年度以降実績値ゼロが続いています。

■放課後児童健全育成事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	87	84	82	79	77
	確保の内容		87	84	82	79	77
実績値			108	135	159	186	—

○放課後児童健全育成事業は、2 か所で実施しており、平成 30 年度の実績値は 186 人、平成 27 年度より増加しており、見込み量を上回って推移しています。

■地域子育て支援拠点事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人回	5,664	5,500	5,374	5,162	5,017
	確保の内容		5,664	5,500	5,374	5,162	5,017
実績値			—	4,241	3,910	3,907	—

○地域子育て支援拠点事業は、1 か所で実施しており、平成 30 年度の実績値は 3,907 人回、平成 28 年度より減少傾向にあり、見込み量を下回って推移しています。

■一時預かり事業（保育）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日	140	135	132	127	124
	確保の内容		140	135	132	127	124
実績値			—	192	194	117	—

○一時預かり事業（保育）は、2 か所で実施しており、平成 30 年度の実績値は 117 人日、平成 29 年度までは見込み量を上回っていましたが、平成 30 年度は見込み量を下回っています。

■病児・病後児保育

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日	664	647	628	614	591
	確保の内容		664	647	628	614	591
実績値			—	1,052	1,059	1,236	—

○病児・病後児保育は、2 か所で実施しており、平成 30 年度の実績値は 1,236 人日、平成 29 年度より増加傾向にあり、見込み量を上回って推移しています。

■ファミリー・サポート・センター事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0	0
実績値			0	0	0	0	—

○ファミリー・サポート・センター事業は、利用ニーズが少なく令和元年度現在、事業を実施していません。

■妊婦健診事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	135	131	128	123	120
	確保の内容		135	131	128	123	120
実績値			115	115	101	90	—

○妊婦健診事業の平成 30 年度の実績値は 90 人、平成 27 年度以降減少傾向にあり、いずれも見込み量を下回って推移しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	72	70	68	66	64
	確保の内容		72	70	68	66	64
実績値			96	100	86	90	—

○乳児家庭全戸訪問事業の平成 30 年度の実績値は 90 人、平成 27 年度以降見込み量を上回って推移しています。

■養育支援訪問事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	10	10	9	9	9
	確保の内容		10	10	9	9	9
実績値			15	25	24	23	—

○養育支援訪問事業の平成 30 年度の実績値は 23 人、平成 27 年度以降見込み量を上回って推移しています。

■利用者支援事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0	0
実績値			0	0	1	1	1

○利用者支援事業は平成 29 年 8 月より 1 か所で実施しています。

(2) 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況と課題

■第1期計画施策体系

基本目標	施策の目標
1 健やかに産み育てる環境づくり	1 母子の健康の保持増進
	2 食育の推進
	3 小児医療の充実
	4 要支援家庭等への自立支援の充実
2 子育てと社会参加を両立させる	1 保育サービス等の充実
	2 両立支援のための環境づくり
	3 男性の子育てへの参加
3 子育てを地域のみinnで応援する	1 地域の子育てサービスの充実
	2 地域支援ネットワークの確立
4 子育てが楽しめる環境づくり	1 次世代の親を育てる環境づくり
	2 健やかな成長のための環境整備
	3 家庭教育への取り組み
5 子どもが安全に育つ安心できるまち	1 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実
	2 子育てにやさしい生活環境の整備
	3 子どもの安全の確保

1 健やかに産み育てる環境づくり

1-1 母子の健康の保持増進

事業名	現在の課題等	主な担当課
子ども・家庭のための切れ目のない支援	妊娠・出産・子育て期まで安心して子育てができるよう妊娠届け出時から保健師が対応し、きめ細かく支援を行っていく必要があります。平成 29 年 8 月に「子育て世代包括支援センターSUKU ² 」を設立し、妊娠・出生・転入届け出時の対応や来所相談を幅広く行っています。また、出生数は減少していますが、ハイリスク妊婦や産後うつ、虐待、障害児、医療的ケア児等の相談対応が増加しており、保健・福祉・教育・医療が連携し、より一層の支援が必要と考えています。	健康推進課
思春期の健康づくり	男女交際について実感できていない生徒が増えています。年齢にあった交際のあり方や、人生計画を立てていくための正しい知識を伝えていく取り組みを進めています。	健康推進課
エイズ教育	健康推進課：性感染症について知らない生徒が多い中で、中学3年生のみの知識の普及だけにとどまっています。高校生に対しても保健所保健師等や養護教諭を通して知識の普及と予防についての教育を推進する必要があるものと考えています。 教育総務課：エイズについては、「体育」や「保健体育」のみならず、各教科等、学級活動・ホームルームの活動における指導、学校行事における指導など、適切な機会をとらえて、今後も学校教育全体を通じて実施する必要があります。 ただし、性感染症も増加傾向にあり、エイズだけでなく他の性感染症も含めた予防について理解を深めるための教育を推進します。	健康推進課 教育総務課
喫煙対策	電子タバコの普及により、煙による影響が少ないため禁煙しなくてもよいという考えの人が多く考えられます。電子タバコの身体に及ぼす影響についても指導を追加していく必要があります。分煙が厳しくなり、家庭でも屋外での喫煙を心がけている場合もありますが、正しい知識の普及が必要です。	健康推進課

1-2 食育の推進

事業名	現在の課題等	主な担当課
家庭における食育の推進	健診においては全対象者に指導はできていますが、地域に出向いての食育は地域により偏りがあります。	健康推進課
保育所や幼稚園（平成 28 年度からは認定こども園）、学校における食育の推進	こども園では、毎月の栄養士会議を開催し、意見交流を行い両園の統一性を図り、食育に取り組んでいます。 また、学校においては、安全でより充実した学校給食の提供に努め、栄養士が学校に出向いて食育教室等を行い食育の推進に取り組んでいます。今後も食に関する適切な知識普及を推進します。	教育総務課

1-3 小児医療の充実

事業名	現在の課題等	主な担当課
子ども医療費助成の充実	平成31年度現在、制度の対象年齢は高校卒業年齢までとなり、対象年齢を拡大しました。その内、県の補助金対象となるのは未就学年齢までとなるので、町単独の財源確保が必要になります。	健康推進課
子どもの医療サービスの充実	かかりつけ医の普及に努めるとともに、町のホームページや広報誌の積極的活用により、広域的な小児医療情報の提供に努めています。	健康推進課
小児救急医療への対応	小児科が少ない現状と、設備的に圏域内の病院での対応が困難な場合があります。和歌山市内まで行ってもらうこともあり、負担に感じている方もいます。圏域内で対応できる病院の確保が必要です。救急相談ダイヤルの周知率が100%でないことから乳児健診でも情報提供をしていく必要があります。	健康推進課
障害児支援の充実	児童発達支援・放課後デイサービス等の制度の案内等、子育てのサポートができています。なお、発達相談事業等の充実は、相談員の質に起因することも少なくなく、適切な人材配置並びに質の向上に取り組めます。	住民福祉課 健康推進課 教育総務課

1-4 要支援家庭等への自立支援の充実

事業名	現在の課題等	主な担当課
ひとり親家庭の自立支援	各家庭の実態を把握し、要保護児童対策協議会等、関係機関と連携して対応し、個別相談の機会も持ちます。	健康推進課
障害児施策の充実	住民福祉課：特別児童扶養手当の制度の説明や申請書の受付を行っています。また町単独で、心身障害児扶助料等の事業も行っています。 教育総務課：こども園等では、安心して保育ができるよう支援の必要な子どもに対し保育士の加配をすることにより、保育の充実を図っています。また、臨床心理士・保健師等による発達相談や巡回相談を実施することにより、子どもの発達状況把握に努めています。	住民福祉課 教育総務課
子育て家庭の経済的負担の軽減	住民福祉課：児童扶養手当や母子父子福祉資金、和歌山ひとり親家庭アシスト事業の制度の説明や、申請書の受付を行っています。これらの事業は県事業のため、県に対して申請書提出等滞りなく、スムーズに事務対応ができるようにしています。 教育総務課：就学援助制度は、経済的に困難を抱えている家庭にとって、就学環境を整えるために必要不可欠な事業であるため、入学説明会等様々な機会を通じて保護者へ制度の周知徹底を継続して行います。	住民福祉課 教育総務課

2 子育てと社会参加を両立させる

2-1 保育サービス等の充実

事業名	現在の課題等	主な担当課
保育サービス等の充実	延長保育・一時保育・預かり保育等を実施する事により、多様化する保護者のニーズの対応に努めています。また、体調不良児においては、両こども園に保健師を派遣することにより、すべての園児に対して支援を充実させています。	教育総務課
留守家庭児童対策の充実	生涯学習課：子どもの居場所づくり推進事業については、今後も引き続き、指導員との情報交換や協議を密にし、事業内容の工夫、会議内容の充実・見直しを検討します。 児童館活動事業については、地域や学校、育成会と連携をとりながら、よりよい活動ができるよう努めます。また、児童厚生員の資質向上や児童館活動の充実に努めます。 教育総務課：放課後児童健全育成事業については、登録・利用者数の増加や、支援の必要な児童の学童保育利用等によって、放課後児童支援員の充実が求められています。	生涯学習課 教育総務課

2-2 両立支援のための環境づくり

事業名	現在の課題等	主な担当課
事業主等に対する意識啓発	今後ともチラシの配布や広報への記載等を通して広く周知を図ります。	産業観光課
地域に根差したワーク・ライフ・バランスの推進	地域の実情や特性について意見を聞く機会が少なく、地域の実情が見えにくくなっています。地域の実情を知るためにも、意見を聞く機会を増やすことが必要と考えています。	産業観光課
就業への支援	ハローワークや無料職業紹介だけでなく、県の事業でもある就職相談などとも連携を図り、雇用情報の共有化を図ります。	産業観光課

2-3 男性の子育てへの参加

事業名	現在の課題等	主な担当課
男女共同参画の意識啓発	さらなる女性の公職参加の増加を目指すとともに、女性の地位向上に向けた啓発等の取り組みを進めます。	生涯学習課
働き方や子育ての在り方の見直し	人権が尊重される地域づくりを目指して人権啓発を推進しています。啓発の重点目標として「女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、関心と理解を深めることが必要」と位置づけており、継続した啓発を進めます。	生涯学習課

3 子育てを地域のみんなで応援する

3-1 地域の子育てサービスの充実

事業名	現在の課題等	主な担当課
“地域での子育て”の推進	健康推進課：保育施設に入園する年齢が低年齢化しています。育児サークル参加者は1歳までの乳児が主であり、人数が少なくなり廃止となったサークルもあります。未就園児であっても、地域で安心して子育てできる環境の構築を進めます。 生涯学習課：子ども会事業として、子ども文化祭等を実施しています。少子化にともない、子ども会の会員数が減少傾向にあり、保護者の負担が増加しており、活動が縮小している団体もあります。合併や休会を行う会が出始めており、活動が困難な地域が増えています。その対応について検討を進めます。	健康推進課 生涯学習課
相談、支援サービスの充実	関係機関と連携を取りながら子育て支援を実施しています。虐待等が潜在化しているケースもあるため、早期発見や介入に取り組みます。	健康推進課
子どもの居場所づくり	今後も引き続き、指導員との情報交換や協議を密にし、事業内容の工夫、会議内容の充実・見直しを引き続き検討する必要があります。また、指導員の負担の軽減、確保についても引き続き検討します。	生涯学習課
子育てサークル育成・支援	出生数の減少と低年齢の就園により、育児サークル数も減っています。参加者には充実したかわりができていますが、不参加者はそのような機会を持つことができないため対応が必要と考えています。	健康推進課
体験学習と交流の推進	体験が目的とならないように、事前の学習や打ち合わせ、事後の振り返りなどが十分行われるように、計画的実施に取り組みます。	教育総務課
青少年健全育成事業	地区で行われている子ども会活動や育成活動の充実のために、指導者やジュニアリーダーの育成に取り組んでいます。	生涯学習課

3-2 地域支援ネットワークの確立

事業名	現在の課題等	主な担当課
子育て支援の交流の充実	健康推進課：保護者が相互交流の場に参加できている場合は孤立化に至っていませんが、孤立が潜在化しているケースの把握が必要と考えています。 教育総務課：地域子育て支援センター、こども園、幼稚園、小学校、保健師、各関係機関、保護者等との連携をさらに密にし、子育て支援の充実に取り組みます。	健康推進課 教育総務課
地域におけるコミュニティづくり	子ども会事業として、子ども文化祭等を実施しています。少子化にともない、子ども会の会員数が減少しており、合併や休会を行う会が出始めています。活動が困難な地域が増えている中、その対応を考える必要があります。	生涯学習課

事業名	現在の課題等	主な担当課
子育て支援関連情報のPR	子育て支援センターでは、2か月に1回、機関紙「はぐくみだより」を発行し、毎月のイベント情報を提供しています。また、毎月「わくわく広場」や「おしゃべりサロン」等を開催し、交流の場所づくりができています。 また、「子育て支援ガイド」の内容の更新や、そのあり方について検討します。	教育総務課

4 子育てが楽しめる環境づくり

4-1 次世代の親を育てる環境づくり

事業名	現在の課題等	主な担当課
学習活動の支援	町からの情報発信については、広報への掲載、また、各学校・施設等活動内容については、ホームページ等で情報提供しています。	教育総務課
次世代の親づくり	児童生徒の家庭状況は様々であることへの認識と配慮が必要であり、そのための啓発にも取り組んでいます。 また、幼稚園・こども園等と小・中学校、高等学校の連携に向けて検討していきます。	教育総務課
結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	平成29年8月1日より、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターを設立しています。母子保健と子育て施策に関わる一体的な支援提供ができるようになったことは、一定の効果があったと考えますが、センター設置に対するさらなる住民周知が必要と考えており、そのための取り組みを進めます。	健康推進課
第3子以降に係る育児支援助成事業	一時保育利用に係る費用の一部（年間上限15,000円）助成することにより、保護者の負担軽減を図るよう取り組んでいます。（紀州っ子いっぱいサポート事業）	教育総務課
第3子以降に係る保育料支援助成事業	扶養義務者と同一世帯（生計を一にする）の第2子（所得制限あり）・第3子以降の保育料を無料としています。 世帯における就業と子育ての両立の支援を推進し、保護者の負担軽減に取り組んでいます。（紀州っ子いっぱいサポート事業）	住民福祉課 教育総務課

4-2 健やかな成長のための環境整備

事業名	現在の課題等	主な担当課
心豊かな人間性の育成	友好都市交流事業等により、子どもたちの視野を広げる取り組みを行っている他、町内においては、三谷坂ウォーク事業など町内にある文化遺産などを体験することを通じて、ふるさと教育を行っています。 平成30年度に、町政60周年記念事業として、町内の名所や名物を題材とした「かつらぎかるた」の製作を行い、製作されたかるたを使った「かるた大会」を開催しています。 また、教育環境においては、町内小中学校の施設整備やICT化に取り組んでいます。	生涯学習課 教育総務課

事業名	現在の課題等	主な担当課
幼児教育の充実	幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえて取り組んでいます。 多様化する幼児教育に対するニーズへの対応に努めると共に、小学校との連携を推進します。	教育総務課
文化活動の充実	子どもたちが行う各種文化活動を充実させるため、かつらぎ総合文化会館が、地域の教育、学習の場であることを明確にし、生涯学習の発信の場となり、住民に親しまれる会館となるよう、有効活用の促進を行っています。また、公民館・児童館においても、様々な教室・イベント等を通じて、子どもが参加・活躍できる場所を提供できるように取り組めます。	生涯学習課
スポーツ活動の充実	スポーツ活動を充実させるため、町体育協会等と連携し子どもたちが参加できるスポーツ事業（三谷マラソン大会・ジュニア駅伝競走大会等）の開催や参加に取り組んでいます。	生涯学習課

4-3 家庭教育への取り組み

事業名	現在の課題等	主な担当課
子育ての場面に 応じた学習機会、 情報の提供	育児中の親を対象とした、子育て講演会等を開催していますが、参加者が少ないため、親のニーズを把握し参加しやすい環境づくりに取り組めます。	健康推進課
子育てについて の理解教育の 推進	幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割や幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解することが、中高生の親性準備性の育成にとって重要です。幼児の観察や幼児とのふれあいができるように、幼稚園やこども園との連携を図っていくことが大切と考えています。	教育総務課

5 子どもが安全に育つ安心できるまち

5-1 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

事業名	現在の課題等	主な担当課
虐待の予防と 防止体制の充実	全国的に面前 DV（心理的虐待）のケースが急増しているため、早期発見・早期介入支援はもとより、DV の予防となる取り組みについても検討を進めます。	教育総務課
いじめや不登校 等への適切な 対応	未然防止のために、より一層の相談活動や学級づくり、仲間づくりといった取り組みを推進します。	教育総務課
青少年の非行 防止	青少年補導活動は、青少年の健全育成だけでなく、安全・安心なまちづくりのための活動であることへの理解と認識を深めてもらうよう努め、活動を推進します。	生涯学習課
子どもの人権に 関する教育の 充実	知的理解にとどまらないよう、今後も組織的、計画的な取り組みと点検・評価、指導内容・指導法の工夫改善を進めます。	教育総務課

事業名	現在の課題等	主な担当課
子どもの人権に関する情報提供や啓発の充実	人権が尊重される地域づくりを目指して、民生児童委員や人権擁護委員等関係者と連携のもと、人権啓発を推進しています。啓発の重点目標の中に「子どもの人権を守ろう」と位置づけています。また、ネットを利用したいじめや犯罪を防止するため、警察と連携し、青少年指導員等に研修を行っています。継続した啓発を進めます。	生涯学習課 住民福祉課

5-2 子育てにやさしい生活環境の整備

事業名	現在の課題等	主な担当課
良質な住宅と良好な移住環境の確保	子育て世帯に配慮した安全・安心な公営住宅の整備に努めています。ひとり親世帯や障害者世帯に対しては、そもそも申し込みが少ないため、優先的入居等の対応は行っていませんが、今後これらの世帯に対する優先入居等考える必要があると考えています。	建設課
安全な道路環境の整備	今後も継続して歩車道分離など、歩行者の安全を確保できるよう計画します。	建設課
バリアフリー化の促進	妊産婦や子ども連れをはじめとして、高齢者や障害者等すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等でベビーカーや車椅子等のスムーズな動きの障害となる段差の解消、オムツ替え・授乳スペース設置等の子育てバリアフリー化の整備を促進します。	公共施設所管課

5-3 子どもの安全の確保

事業名	現在の課題等	主な担当課
交通安全の推進	交通指導員の高齢化および指導員数の減少により、街頭啓発・街頭指導の実施に支障が出るのが懸念されます。若い世代の方に、指導員になっていただけるよう検討を進めます。	総務課
犯罪被害の防止	各小学校において健全育成懇談会を開催しており、関係者が参加する中で、啓発を行っています。 不審者情報があった際、関係機関と情報共有を行い、警察より「防犯メール」を配信し、犯罪防止に努めています。 なお、「きしゅう君の家」については、今後検討が必要と考えています。	生涯学習課
学校の安全管理の徹底	学校施設については、法定点検とともに、教職員による日常点検も充実させ施設の予防保全に努めることで、工事修繕関係予算の縮減と施設の長寿命化の両立を図ります。 老朽化の著しい施設については、長期的な計画を基に適切に改修を進めるとともに、必要性がなくなった施設については、利用目的の変更や施設の撤去等、適切な財産管理を実施していくための検討を行います。	教育総務課
防災対策の推進	地域により起こりうる災害が異なるため、各地域、学校、施設に応じた資材の備蓄や地域住民も参加しての防災講習や訓練を広めていきます。	総務課

第3章 子育てに関する今後の課題

1 子ども・子育ての課題まとめ

(1) 健やかに産み育てる環境づくり

少子化、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などが進む中で、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加しています。その中で、子育て教室等、子育て家庭に対する支援活動を行っていますが、これらの学習・交流機会に参加しない家庭も存在しているのが現状です。また、安心して、出産・子育てができるよう、出産を迎える母親の不安解消や妊娠・出産のための健康確保とともに、子どもの病気やケガに対する不安を少しでも解消するため、小児医療体制の拡充が必要となっています。

子どもの育ちについて地域との関わりを求める意識が保護者と子ども本人ともに高くなっている中で、現在活動している団体や個人だけでなく、地域全体で子どもを育てる機運を高めることや、実際に子育て支援を行う人材の確保や育成、地域資源の発掘・活用が必要です。

(2) 子育てと社会参加を両立させる

就労形態の多様化、共働き家庭の増加などにより、仕事、子育て、家庭生活のバランスが偏りつつあります。家族全体で子どもを育てていくという意識を啓発していくとともに、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりが求められます。本町の子育て家庭においても、仕事と家庭の両立を重視する家庭が増えています。しかし、依然として子育てに主に関わっているのは母親のみであることが多いのも事実です。保護者の育児休業取得状況は、増加する傾向にありますが、取得しなかった理由としては、職場で育児休業を取りにくいとする項目の割合も少なくありません。

働きながら子育てできる家庭づくりに向けては、保育サービスの充実以外にも、家庭での役割分担、企業の環境整備、地域での子育て支援等、多面的にアプローチしていくことが求められ、社会全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。

(3) 子育てを地域のみんなで応援する

全国的に少子化が進み、核家族化も進行する中で、住民同士のつながりや付き合いが希薄化していることが問題視されています。本町においても、女性の社会進出や就労形態が多様化することに伴い、今後はさらに充実した保育サービスが求められます。さらに、子育てを母親や子育て世帯のみの役割とせず、“地域での子育て”という基本的な認識を持ち地域全体で子どもや子育て家庭を支えるという視点が大切です。

一方、少子化の影響により、子ども会の合併・休会、育児サークルの減少なども見受けられますが、さらに学習・交流機会への参加促進に向けた内容面の充実や積極的なPR活動等を進め、子育て家庭の支援につなげていくことが必要です。

(4) 子育てが楽しめる環境づくり

地域のつながりを活かして世代間交流を推進していくとともに、子どもがやがて親となる将来を見据え、協力し合って育児することを学び、子育てを肯定的に捉えることができるよう、こども園や学校等を通じた保育体験や家庭・育児等について考える機会の提供に一層努めていくことが必要です。また、子育てサークルの活動支援や子どもの居場所づくりの確保等を進めるとともに、子どもや保護者等を支える人材の発掘・育成を推進することで、子育てを楽しめる環境を整備していくことが求められています。

(5) 子どもが安全に育つ安心できるまち

子どもが本町で育っていく上で、安全・安心を確保することはとても重要なことです。就学前児童においては、保護者とともに生活することも多く、子育て家庭が安全に移動でき、心地良く暮らしていける環境づくりが求められます。

小学生になると母親の就業率も高まり、子どもの居場所として放課後児童健全育成事業の拡充を図るとともに、子ども同士で安全に過ごせる遊び場の確保・整備が求められます。アンケートの自由記述においても、子どもが安全に遊べる公園や休日などの居場所に対する要望も少なくありません。

また、子どもの安全・安心の確保に向けては、防犯・防災対策として行政からの情報発信や生活道路などの環境整備だけでなく、地域と協力しながら地域住民による見守り活動を進めていくことが必要です。

(6) 支援を必要とする子どもが安心して暮らせるまち

近年増加する、児童の虐待や不登校、いじめの防止への取り組みなどに加え、「子どもの人権を守る」ための啓発も必要です。また、近年増加する子どもの貧困、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもが安心して暮らせる取り組みが必要です。

第4章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

次代を担う子どもたちは、地域社会の宝であり、地域全体で育てていかなければなりません。しかし、地域のつながりの希薄化や核家族化、少子化、共働き家庭の増加などを背景に、家庭における生活形態や価値観も多様化し、家族や地域のあり方にも大きな影響が及んでいます。すべての家庭がゆとりをもって安心して子育てができるよう、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体で支えるという意識の醸成を図りながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業を進めていく必要があります。

地域や家庭で、安心して、ゆとりを持って出産を迎え、子育てができるよう、講座などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会の提供を行い、子育てする仲間づくりの支援や、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

本計画は、本町の豊かな自然環境の中で、すべての人が子どもを愛し、支え、ともに育て合うことで、子どもたちが「かつらぎで育て良かった」、大人たちが「かつらぎで育て良かった」と思えるまちを目指す施策を中心として取り組む内容とします。

また、本計画は、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、家庭や、地域、職場等の地域社会全体の連携により、さらに実現可能な本町の子ども子育て支援施策を立案することを目標とし、基本理念を第1期計画から引き続き『健やかな子どもの成長をみんなで支え合うまち かつらぎ』と掲げます。

健やかな子どもの成長をみんなで支え合うまち
かつらぎ

2 基本的な視点

(1) 次世代の親づくり 「かつらぎ人」づくりを促進する

子どもは、これからのかつらぎ町を担い、次世代の親となっていきます。豊かな人間性を形成し、温かな家庭をつくり、子どもが幸せになれるように、長期的な視野に立って子どもが健やかに育つ取り組みの推進に努めます。次世代の親として、子どもを産み育てていくことの大切さや喜び等を、幼児期から自然に学んでいく環境づくりに取り組みます。

(2) まち全体で子育て支援の仕組みを構築する

子育ては、父母やその他の保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた様々な担い手の協働のもとに対策を進めていきます。

(3) 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える

「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重することを目指します。子ども・子育てに関するすべての施策や取り組みにおいて、輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを進めます。

(4) 若者人口の定着に結びつく子育て支援施策を展開する

まちの活性化を促進するため、若者や子育て家庭が生活しやすい施策の展開を目指します。子育てと社会参加を両立できるようにするための支援体制や、家庭を持ち安全・安心に子育てが楽しめるまちづくりに取り組みます。

3 施策目標

1 健やかに産み育てる環境づくり



近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境は変化しています。また、出産後も就労の継続を希望する女性が増え、働き方が多様化しています。多くの子育て家庭は共働きである一方で、父親か母親のどちらかが働かずに子育てに専念している家庭、ひとり親家庭等もあり、子育て家庭のかたちは様々です。また、経済的に困窮している家庭や、子どもとの向き合い方が分からず深刻な悩みを抱えている家庭等、何らかの支援を必要としている家庭もあります。こうした状況のなか、子育ての負担や不安が増し、子育てに対するニーズも多様化しています。

このような子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、多様なニーズに対応するため、乳幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進します。

2 子育てと社会参加を両立させる

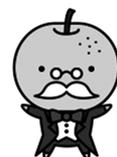


共働き家庭が増加する中で、子どもの健やかな成長を支えるには、子どもの育ちをサポートする保育サービスをはじめ、保護者が子育てしながら働きやすいよう、職場の理解や協力が不可欠です。

男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場の協力・理解の促進を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

さらに、男性も子育てに参加できるようにするため、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で子どもを育てていくという意識を啓発していくとともに、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに努めます。

3 子育てを地域みんなで応援する



多様化するニーズにあわせて保育サービスの充実を図るなど、保護者の就労と育児の両立を地域で支える環境づくりに努めます。地域社会や教育機関等の地域支援ネットワークに加え、家族間での交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けるなど、家庭・地域・行政が連携して子育てを支え合う環境整備を推進します。特に、ひとり親家庭や要保護児をお持ちの家庭が孤立しないよう、子育て仲間同士の交流の場を充実するなどして、あらゆる町民が子育てに関心を持ち、地域全体での子育て支援を進めるための意識啓発を図ります。

4 次世代を育てる環境づくり



社会の急激な変化により、子どもや家庭を取り巻く環境も大きく変化し、基本的な生活習慣の乱れ等、子ども自身の健やかな育ちが危ぶまれています。こうした状況をふまえ、こども園等と小・中学校の連携を強化し、様々な体験学習を通じて子どもたちの視野を広げ、子どもが自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力等をバランスよく備え、健やかに成長するために、子どもに関わる関係機関・団体等と家庭、地域が連携した環境づくりを推進します。

5 子どもが安全に育つ安心できるまち



子どもたちの健やかな育ちにとって、様々な人と交流し、自分たちで工夫しながら外で元気に遊ぶことはとても大切なことです。また、地域に子どもたちの笑い声があふれていると、その地域の高齢者等すべての人が元気になります。しかし、近年全国的に子どもの安全を脅かす事件が多発しており、子どもが外で遊ぶ機会が少なくなっています。

子どもたちが安全・安心に地域で遊ぶことができ、親子で気軽に外出できる環境づくりのため、地域住民との協働により、生活環境の整備を進めます。また、子どもを犯罪・事故等から守る安全・安心のまちづくりを進めます。

6 支援を必要とする子どもが安心して暮らせるまち



近年、いじめ、不登校など子どもの人権に関わる問題が多発しており、これらの防止対策に取り組むとともに、子どもの人権を守るための継続した啓蒙活動を推進します。また、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、子どもの貧困、外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組みます。

4 計画の施策体系

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策を推進します。

基本理念	基本目標	基本施策
健やかな子どもの成長をみんなできあぐま かつらぎ	1 健やかに産み育てる環境づくり	(1) 母子の健康の保持増進
		(2) 食育の推進
		(3) 小児医療の充実
	2 子育てと社会参加を両立させる	(1) 保育サービス等の充実
		(2) 相談・情報提供の充実
		(3) 両立支援のための環境づくり
		(4) 男性の子育てへの参加
	3 子育てを地域の人などで応援する	(1) 地域の子育てサービスの充実
		(2) 地域支援ネットワークの確立
	4 次世代を育てる環境づくり	(1) 次世代の親を育てる環境づくり
		(2) 健やかな成長のための環境整備
		(3) 家庭教育への取り組み
	5 子どもが安全に育つ安心できるまち	(1) 子育てにやさしい生活環境の整備
		(2) 子どもの安全の確保
	6 支援を必要とする子どもが安心して暮らせるまち	(1) 子どもの権利擁護と虐待防止対策の充実
		(2) 要支援家庭等への自立支援の充実
		(3) 子どもの貧困対策の充実

第5章 施策の展開

1 健やかに産み育てる環境づくり

(1) 母子の健康の保持増進

① 子ども・家庭のための切れ目のない支援

母親が安心して産み育てることができるよう妊娠期から子育て期まで、各事業を実施することができましたが、個別対応のケースも増えており、今後も関係機関と連携して支援を推進します。また、「子育て世代包括支援センターSUKU²」の運営を充実していくために保健師間で情報共有し、誰でもが対応できるよう体制を整備します。

② 思春期の健康づくり

思春期における食生活の乱れや喫煙・飲酒、薬物乱用等の行動は、現在の問題だけでなく、将来の健康、そして次の世代にも悪影響を及ぼしかねない問題です。学校における各種教室や指導を通じて、生命の尊さや性に関する正しい知識の普及に努めます。あわせて、学校や地域、医療機関等の関係機関との連携を進め、引き続き地域が一体となった児童・生徒の健康づくりを推進します。

命の学習として妙寺・笠田中学校3年生に対して思春期の心はどんな状態か、命の大切さを伝えるとともに性感染症や中絶について講義を行い、実体験として妊婦体験や赤ちゃんとのふれあい等を経験することで、親の気持ちや妊婦の大変さ、命の尊さを感じられるような取り組みを推進します。

③ エイズ教育

平成14年度から3か年、文部科学省から「エイズ教育（性教育）推進地域」の指定を受け、笠田小・中学校並びに笠田高等学校を中心として取り組んできました。推進地域全体の研究主題を「生命を大切にし、よりよい生き方のできる児童・生徒の育成」としました。学校別研究主題は、笠田小学校「生命を大切にし、思いやりのある心豊かな子どもの育成」、笠田中学校「一人ひとりを大切にし、よりよい生き方のできる生徒の育成」、笠田高等学校「エイズについての基礎的知識を身につけ、生命の大切さを認識し、豊かな人間性を育てる」とし、エイズ教育の普及に努めてきました。

エイズについては、「体育」や「保健体育」のみならず、各教科等、学級活動・ホームルームの活動における指導、学校行事における指導など、適切な機会をとらえて、今後も学校教育全体を通じて実施します。

その一方で、性感染症も増加傾向にあり、エイズだけでなく他の性感染症も含めた予防についても理解を深めるための教育を推進します。

④ 喫煙対策

たばこは死産や低体重児出生の原因になり、子どもの健康にも有害です。妊婦や家族にたばこの害や禁煙について伝えるとともに、子どもを持つ家庭にも、乳幼児健診の機会を通して、禁煙・分煙の大切さについて啓発します。

近年、電子タバコの普及により、煙による影響が少ないため禁煙しなくてもよいという考えがみられますが、電子タバコの身体に及ぼす影響についても指導を追加していく必要があります。分煙が厳しくなり、家庭でも屋外での喫煙を心がけている場合もありますが、正しい知識の普及に努めます。

(2) 食育の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。地域、こども園、幼稚園、学校等を中心に、食育の推進に取り組んでいきます。

① 家庭における食育の推進

母子保健事業を通しての指導は個別指導であり、相手に応じた指導ができており、さらなる充実を図ります。食生活改善推進員との連携も図れており、親子を対象に食への関心を高め、食事の楽しさを学んでもらう機会づくりに努めています。ただし、地域による偏りがあるため、より幅広い活動の展開を目指します。

② こども園や幼稚園、学校における食育の推進

こども園や幼稚園、学校での給食を通じて、食生活の大切さを啓発するとともに、望ましい食習慣や栄養、正しい食事マナーについての知識普及を図ります。また、「きゅうしょくだより」等による広報活動にも引き続き取り組みます。

(3) 小児医療の充実

① 子ども医療費助成の充実

現在、小学生以下の児童の保険診療にかかる自己負担額を助成しています。子どもとその親が安心して医療サービスが利用できるよう、平成 31 年度現在、制度の対象年齢は高校卒業年齢までに拡大、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

② 子どもの医療サービスの充実

かかりつけ医のさらなる普及に努めるとともに、町のホームページや広報誌の積極的活用により、広域的な小児医療情報の提供に努めます。

③ 小児救急医療への対応

今後とも、広域的な連携により、休日・夜間の小児救急医療への対応を図ります。圏域内で対応できる病院の確保が必要であり、救急相談ダイヤルの周知率が 100%でないことから乳児健診においても情報提供を推進します。

④ 障害のある子どもへの支援の充実

現在、臨床心理士による発達相談を実施し、発達に課題がある子どもの早期発見、療育指導を行うとともに早期に専門医につなげるよう、支援しています。今後も保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携した療育支援体制の整備に努めます。

2 子育てと社会参加を両立させる

(1) 保育サービス等の充実

① 保育サービス等の充実

延長保育・一時保育・預かり保育等を実施することにより、多様化する保護者のニーズ対応に努めるとともに、体調不良児においては、保健師または看護師をこども園に常駐配置することにより、すべての園児に対する支援の充実を図ります。

② 留守家庭児童対策の充実

放課後児童健全育成事業や放課後子ども教室推進事業を実施するとともに、児童館活動や子ども会活動とあわせて、留守家庭の児童が、放課後に大人の見守りのもと安全に過ごせる環境づくりに努めます。

③ 第3子以降に係る育児支援助成事業（紀州っ子いっぱいサポート）

少子化する社会の中、小学生以下の子を3人以上養育されている方が、一時的な育児支援等を利用する際に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

④ 第2子以降に係る保育料支援助成事業（紀州っ子いっぱいサポート）

平成28年度以降は、子どもの年齢制限（18歳未満、0・1・2歳児）を撤廃し、同一世帯の第3子以降の児童は保育料を無料としています。平成30年度以降は、同一世帯の第2子を無料の対象（所得制限あり）に追加等、事業の拡大をすることにより、保護者の負担軽減を図るとともに、世帯における就業と子育ての両立を支援します。

⑤ 在宅育児支援事業

生後2か月を超え、満1歳に満たない乳児を家庭で保育している父母及び扶養義務者（所得要件あり）に対して給付金を支援する。子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

⑥ 給食費補助事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収されるこども園・幼稚園・児童発達支援センター等の給食費について、令和2年度より町独自に補助を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えます。

(2) 相談・情報提供の充実

① 相談、支援サービスの充実

子育て中の親が、身近な場所において、子育てに関する相談や支援を受けて不安や孤独感を解消することにより、安心して本町で子育てができるような環境づくりが重要です。

そのため、保護者が地域の身近な場所で集い、子育ての悩みを相談できるような環境づくりと、子育てに関わる心配や問題に対して適切な対応ができる専門スタッフによる電話相談や訪問相談、子育てに関する情報の提供等を充実させていきます。また、今後は地域子育て支援センターやこども園・幼稚園との連携をより一層強くし、相談に対応していきます。

② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、不安や悩みをもつ人が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

平成 29 年 8 月 1 日より妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的相談支援を提供する拠点として、「子育て世代包括支援センター『SUKU²』」を設立しました。保護者の利用促進を図るため、さらなる住民への周知に取り組みます。

(3) 両立支援のための環境づくり

① 事業主等に対する意識啓発

育児休業制度の利用促進や労働時間の短縮等、就業者が子育てをしやすい雇用・就労環境づくりを進めるため、事業主や企業等への啓発に努め、チラシの配布や広報への記載等を通して広く周知を図ります。

② 地域に根差したワーク・ライフ・バランスの推進

地域の企業や関係機関、団体等と連携して地域の実情や特性等をふまえたワーク・ライフ・バランス推進のあり方や具体的な取り組み等を検討し、効果的な展開を図ります。また、地域の実情を知るために、意見を聞く機会の増加に努めます。

県やハローワークと各種制度についての情報共有を行いながら、今後関係団体との連携方法についての検討を進めます。

③ 就業への支援

就労を希望する子育て中の女性に対し、求人情報の提供や再雇用を進めるための支援に努めます。また、ハローワークや無料職業紹介だけでなく、県の事業でもある就職相談などとも連携し、雇用情報の共有化を図ります。

(4) 男性の子育てへの参加

① 男女共同参画の意識啓発

「かつらぎ町男女共同参画基本計画」に沿った、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。さらなる女性の公職参加の増加を目指すとともに、女性の地位向上に向けた啓発等に努めます。

② 働き方や子育てのあり方の見直し

家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男性も女性も子育ての責任をともに担いながら、仕事との両立を行うことができるよう、継続した啓発に努めます。また、男性がともに育児休暇を取りやすい労働環境づくり等を企業に対して働きかけていきます。

3 子育てを地域のみんで応援する

(1) 地域の子育てサービスの充実

① “地域での子育て”の推進

子どもを安心して産み育てるためには、子どもは「地域のみんな」で育てるものという視点に立ち、地域住民が協力し合って子育て家庭を支援していくことが重要です。

“地域での子育て”を推進するため、地域の人々や、育児サークル・子ども会・ボランティア等の関係機関との連携・協働による支援体制を強化します。あわせて支援に関わる指導者の育成を図ります。近年は入園児の低年齢化、少子化による子ども会の会員数の減少などの課題もありますが、活動への継続した支援を推進します。

② 子どもの居場所づくり

幼児期における子ども同士の関わりは、心身の発達や社会性を身につける点からも非常に重要な体験となります。さらに年齢を重ねるにつれて、子どもは様々な交流により大きく成長することとなります。そのため、放課後児童健全育成事業や放課後子ども教室推進事業を効率的効果的に運用するとともに、新・放課後子ども総合プランに基づき両事業の連携及び整備を推進し、一体提供について検討します。また、地域住民と子どもに関わる関係機関等と連携し、児童館活動の充実に努めます。

今後も引き続き、指導員との情報交換や協議を密にし、事業内容の工夫、会議内容の充実・見直しを検討します。また、指導員の負担の軽減、確保についても引き続き検討します。

③ 子育てサークル育成・支援

子育て支援担当職員が毎月、地域に根差した「育児サークル活動」に参加することで育成・支援に努めます。

近年は出生数の減少と低年齢の就園により育児サークル数と子どもが減っています。参加者には充実したかわりができていますが、不参加者はそのような機会を持つことができない状況もあります。育児サークルの内容の検討と参加者のさらなる支援を実施します。

④ 体験学習と交流の推進

中・高校生によるこども園、幼稚園等への体験学習を通じて小さな子どもとのふれあいを図ります。学習の一環として、また、目的を持たせていきいきとした学習活動に取り組む姿勢を学ぶ場として、学校との連携をより深め事業に取り組みます。

また、体験が目的とならないように、事前の学習や打ち合わせ、事後の振り返りなどが十分行われるように、計画的な実施を推進します。

⑤ 青少年健全育成事業

地域ぐるみの子育てを目指して、各地域で行われている子ども会活動を支援するため、各地区育成協議会及び町の育成連絡協議会を通じて、子どもたちの交流の場、子どもを支える集団である指導者・育成者の研修に努めています。現在、町内には74単位（うち17単位）の子ども会が8地域の育成協議会に分かれ、町育成連絡協議会を組織し、連絡協議会では代表者会を開催し、事業（子ども文化祭など）の計画・実施、地域間の情報交換、研修会等を行っています。

近年、少子化に伴い、子ども会の会員数が少なくなっており、合併や休会を行う子ども会が出始めています。活動が困難な地域もあり、今後の子ども会のあり方について検討を進めます。

(2) 地域支援ネットワークの確立

① 子育て支援の交流の充実

子育てに関する悩みを抱えている保護者が、相談機会や相手がないことで孤立することにより、健全な子育て・子育てに悪影響を及ぼさないよう、グループやサークル活動等、保護者の相互交流の場づくりを推進します。一方、保護者相互交流の場に参加できず孤立化が潜在しているケースもあり、その把握に取り組むとともに保護者と地域住民の交流の場づくりを促進し、保護者の孤立感・不安感の解消に努めます。

② 地域におけるコミュニティづくり

地域社会の中で、子どもたちが周囲の住民と交流しながら、様々な生活体験、自然体験、社会体験を積み重ねることは、他人を思いやる心や地域での連帯感、地域への愛着等を育み、子どもたちの人格を形成していく上で重要な要素となります。子どもたちが主体となる地域社会の充実を図るため、子ども会活動やふれあい交流活動の充実、活動を支える保護者同士の連携の促進を図ります。

あわせて、子育てボランティア等地域の支援者・指導者の育成や地域活性化のための行政サポート体制を強化し、力強い保育力・教育力を持った地域コミュニティづくりを目指します。

近年は、少子化に伴い子ども会の会員数が減少しており、活動が困難な地域が増えてきているため対策の検討を進めます。

③ 子育て支援関連情報のPR

子育て支援センターでは、2か月に一回、機関紙「はぐくみだより」を発行や、毎月のイベント等を広報やHPに掲載し、情報を提供しています。また、毎月「わくわく広場」や「おしゃべりサロン」等を開催しており、交流の場所づくりに引き続き取り組みます。

4 次世代を育てる環境づくり

(1) 次世代の親を育てる環境づくり

① 学習活動の支援

子育て家庭の心豊かな生活を支援するため、子育て世代が必要とする情報提供や学習機会の拡充に努めます。情報発信として、広報への掲載、また、各学校・施設等の活動内容についてはホームページ等で情報提供を行います。

② 次世代の親づくり

次世代の親となる児童・生徒に対して、子どもを産み育てる喜びを伝え、あらゆる学習の場を通じて、たくましく生きる力の育成に取り組みます。

また、幼稚園・こども園等と小・中学校、高等学校の連携に向けて検討します。

(2) 健やかな成長のための環境整備

① 心豊かな人間性の育成

子どもたちが次代を担う大人として、心豊かにたくましく成長できるよう、家庭や地域、学校等が連携して、人間性豊かな心を育むことができるような教育環境の醸成に努めます。また、社会的な交流の機会を増やし、様々な体験学習を推進することにより、子どもたちの視野を広げるように努めます。

学校においては、教職員の資質の向上や学校施設の整備・改善を図ることにより、良好な教育環境を確保し、健全育成の促進に努めます。また、町内小中学校のICT化に取り組みます。

② 幼児教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえて取り組みます。

多様化する幼児教育に対するニーズ対応に努めると共に、小学校との連携を推進します。

③ 文化活動の充実

子どもたちが行う各種文化活動を充実させるため、かつらぎ総合文化会館や公民館等の文化・レクリエーション施設の有効活用を促進するために継続的な取り組みを推進します。

④ スポーツ活動の充実

学校の授業や地域におけるスポーツ活動を通じて運動機能の向上を図るとともに、生涯を通して積極的にスポーツに親しむ習慣や意識等の醸成に努めます。また、総合型地域スポーツクラブとの共助により地域でのスポーツ活動を充実させるため、さらなる取り組みを検討します。

(3) 家庭教育への取り組み

① 子育ての場面に応じた学習機会、情報の提供

子どもの成長に応じた悩みや情報等の子育てニーズを的確に把握し、こども園・幼稚園や保健センター、子育て支援センター等との連携により、家庭教育の機会や情報の提供が充実するように努めます。また、育児中の親を対象とした子育て講演会等の開催では、参加者が少ないため、アンケート調査の実施など保護者ニーズを把握し、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

② 子育てについての理解教育の推進

子どもたちが自立して家庭を持つことができるよう、家庭科等の学校の授業の中で、家庭のあり方や自分と家庭との役割、地域と家庭の関わり等を正しく理解できる教育を推進します。そのため、幼児の観察や幼児とのふれあいができるように、幼稚園やこども園との連携に努めます。

5 子どもが安全に育つ安心できるまち

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

① 良質な住宅と良好な移住環境の確保

住民が安心して子育て・子育てができるよう継続した住宅地の整備を促進します。

② 安全な道路環境の整備

公共施設周辺を中心として、各種の交通安全施設の整備を進めるとともに、段差の解消等により安全で快適な道路環境整備を図ります。今後も継続して歩車道分離など、歩行者の安全を確保できるよう計画を推進します。

③ バリアフリー化の促進

妊産婦や子ども連れをはじめとして、高齢者や障害のある人等すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等でベビーカーや車椅子等のスムーズな動きの障害となる段差の解消、オムツ替え・授乳スペース設置等の子育てバリアフリー化の整備を促進します。

(2) 子どもの安全の確保

① 交通安全の推進

子どもたちが安心して外出し、活発な活動ができる町となるように、警察やボランティア等と連携して、通学路等の見守り活動に努めるとともに、乗車時のチャイルドシート着用を徹底するなど、交通安全の意識を高め、町民一人ひとりが子どもの交通安全に配慮するような取り組みを推進します。また、若い世代の指導員の育成を検討します。

② 犯罪被害の防止

子どもの防犯意識育成に向け、各小学校での健全育成懇談会の開催や、あらゆる機会を通じて、子どもたちが犯罪被害にあわないための啓発を推進します。

③ 学校の安全管理の徹底

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校の安全管理体制の拡充に努めるとともに、環境整備を促進します。

④ 防災対策の推進

子どもが安全に生活できるよう、公共施設を中心とした耐震対策や、地震や台風等の自然災害に対する防災教育を推進します。また、地域により起こりうる災害が異なるため、各地域、学校、施設に応じた資材の備蓄や地域住民も参加しての防災講習や訓練の実施に努めます。

6 支援を必要とする子どもが安心して暮らせるまち

(1) 子どもの権利擁護と虐待防止対策の充実

① 虐待の予防と防止体制の充実

相談指導体制を充実し、児童虐待の未然防止を図ります。また、子育て関連施設を中心として、予防の徹底と健診未受診者に対するの訪問等により、早期の発見に努め、あらゆる関係機関と連携した防止体制を強化します。

「要対協連絡会（こどもつながり会議）」を活用し、他市町村の要保護児童対策地域協議会や児童相談所との連携強化や困難事例への工夫等の情報交換を行い、専任職員の担当を配置することにより、一層迅速で正確なケース対応・支援を推進します。

「子育て講演会」を開催し、「イライラした時の対処法」や「前向き子育て方法」、「子どもがすぐSOS出せる場所や逃げ込める場所の必要性」、「日々の声掛けの効果」等について今後も周知を行います。

全国的に面前DV（心理的虐待）ケースが急増しているため、早期発見・早期介入支援はもとより、DVの予防となる取り組みについても検討します。

② いじめや不登校等への適切な対応

いじめや不登校等の問題解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士、教育相談主事、不登校児童生徒支援員の配置により、これら専門家を加えた「いじめ対策委員会」や「教育相談部会」等を組織し、児童生徒の状況把握・共有をし、ケース会議、家庭訪問や相談活動等により、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、いじめや不登校については、未然防止のために、より一層の相談活動や学級づくり、仲間づくりといった取り組みを推進します。

③ 青少年の非行防止

青少年非行等の問題行動については、問題行動をきっかけとして本格的な非行や犯罪の加害者・被害者になる恐れがあるため、早期対応が何よりも重要です。家庭や学校、地域、警察等の関係機関との連携を強化し、地域の見守り活動や巡回・補導等、非行防止のための各種施策を推進します。青少年補導活動は、青少年の健全育成だけでなく、安全・安心なまちづくりのための活動であることへの理解と認識を深めてもらうよう努めながら継続して取り組みます。

④ 子どもの人権に関する情報提供や啓発の充実

町民を対象にした子どもの権利に関する啓発に取り組み、大人だけでなく、子ども自身も人権について考え、権利擁護が実現できる環境づくりに取り組みます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等関係者との連携のもと、子育て講演会や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。さらに啓発の重点目標の中に「子どもの人権を守ろう」と位置づけ、人権が尊重される地域づくりを目指して人権啓発を継続して推進します。

ネットを利用したいじめや犯罪を防止するため、警察と連携して、青少年指導員等への研修を実施します。

⑤ 子どもの人権に関する教育の充実

庁内各関係機関の連携のもと、学校教育や社会教育の中で人権に関する学習活動を通して、命の大切さについての啓発を推進します。また、知的理解にとどまらないよう、今後とも組織的、計画的な取り組みと点検・評価、指導内容・指導法の工夫改善を進めます。

(2) 要支援家庭等への自立支援の充実

① ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は年々増加しており、生活・養育・就労等様々な問題を抱えており、自立のための支援をより一層進めていく必要があります。そのため、各家庭が自立した生活ができるよう、実態を把握し、相談や生活支援、経済支援を充実させます。また、各家庭の実態を把握し要保護児童対策協議会等、関係機関と連携し対応するとともに個別相談の機会を設けるよう努めます。

② 障害のある子どもへの施策の充実

心身に障害のある子どもの健全な発達を促すため、早期療育体制の充実に努めるとともに、障害のある子どもが地域で共に、保育・教育が受けられるよう、関係機関の連携の強化を図り、取り組みを推進します。また、特別児童扶養手当等により、家庭の経済的負担の軽減に努めます。

③ 子育て家庭の経済的負担の軽減

子どもを安心して産み育てるためには、経済的な安定が必要です。今後も、子育て家庭に対する各種手当の支給や各種貸付制度等による経済支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。就学援助制度は、経済的に困難を抱えている家庭にとっては、就学環境を整えるために必要不可欠な事業であるので、入学説明会等様々な機会を通じて保護者へ制度の周知徹底を継続して行います。

④外国につながる子どもへの支援の充実

多国籍化が進む中、保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や教育・保育施設等に向け、語学教育等の適切な支援の実施に努めます。

(3) 子どもの貧困対策の充実

① 子どもの貧困対策

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ「教育の支援・生活の支援・就労の支援・経済的支援等」を推進します。

各課・関係機関等で把握している子どもの実態に基づき、地域に存在する「貧困」に対してアンテナを高くしてそれらをいち早くキャッチし、連携して取り組みます。

② 教育の支援

児童生徒の「確かな学力・豊かな心・健やかな体」加えて、「生きる力」の育成を推進します。また、子どもの自己肯定感を高めるため公民館等に居場所をつくり、学習支援を行います。

③ 生活の支援

多様化する保育ニーズの対応に努めるとともに、子ども・家庭のための切れ目のない支援に取り組みます。

要保護児童対策地域協議会を核とした児童虐待防止対策を連携して推進します。

④ 就労の支援

生活困窮者自立支援事業等、関係機関が連携して貧困の世代間連鎖を断ち切るために、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。

⑤ 経済的支援

就学援助・生活保護・児童扶養手当・18歳年度末までの医療費無料・給食費、保育料等の負担軽減・在宅育児支援等、様々な経済的支援を継続して取り組みます。

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実態に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることをふまえて設定する必要があります。

本町においては、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定しつつ、計画と整合を図りながら地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

支援制度では、3つの認定区分に応じて、幼稚園や保育所等の施設の利用先が決まってきます。利用を希望する場合は、認定を受ける必要があります。認定区分、利用施設については以下ようになります。

■教育・保育の必要量の認定

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども （子ども・子育て支援法 第19条第1項第1号）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） （子ども・子育て支援法 第19条第1項第2号）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） （子ども・子育て支援法 第19条第1項第3号）	保育所 認定こども園 小規模保育等

■教育（1号認定）

単位（人）

	実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	100	96	86	77	77	79
②確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	100	96	86	77	77	79
②-①	0	0	0	0	0	0

■保育（2号認定、3号認定）

単位（人）

	実績	見込み								
		平成30年度			令和2年度			令和3年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	278	25	142	273	28	113	245	27	120	
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	278	25	142	273	28	113	245	27	120
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	実績	見込み								
		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	218	26	118	219	25	115	225	24	110	
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	218	26	118	219	25	115	225	24	110
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

提供体制、確保策の考え方

- 教育の定員数については、令和元年度現在、120名（認定こども園2園、幼稚園2園）の提供体制があります。
- 保育の定員数については、令和元年度現在、410名（認定こども園2園）の提供体制があります。
- 保育の量の見込みについては、令和2年度から令和6年度にかけて、児童人口の減少を鑑み、減少傾向になると考えられます。
- 本町では平成28年度より、7保育所・4幼稚園を統合して認定こども園（2園）へ移行しました。幼稚園としては、公立・私立幼稚園が各1園あります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	見込み				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業		人	696	770	736	684	677	673
放課後児童健全育成事業	低学年	人	133	147	148	150	140	126
	高学年	人	53	66	68	71	68	68
	合計	人	186	213	216	221	208	194
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日	0	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業		人回	3,907	3,447	3,562	3,473	3,371	3,243
一時預かり事業	幼稚園での預かり保育	人日	2,135	2,053	1,842	1,636	1,648	1,689
	一時預かり	人日	117	477	458	439	412	416
病児・病後児・体調不良児対応型保育事業		人日	1,236	1,144	1,094	1,016	1,005	1,000
ファミリー・サポート・センター事業		人日	0	0	0	0	0	0
妊婦健診事業		人	90	91	89	85	82	80
乳児家庭全戸訪問事業		人	90	91	91	89	85	82
養育支援訪問事業		人	23	22	22	21	21	20
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1	1

① 延長保育事業

■延長保育事業

単位（人）

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	696	770	736	684	677	673
②確保の内容	696	770	736	684	677	673
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○延長保育については、令和元年度現在、2か所で実施しています。令和2年度770人、令和6年度673人を見込んでいます。

○今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

② 放課後児童健全育成事業

■放課後児童健全育成事業

単位（人）

		実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	133	147	148	150	140	126
	高学年	53	66	68	71	68	68
	合計	186	213	216	221	208	194
②確保の内容		186	213	216	221	208	194
②-①		0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業（学童保育）については、令和元年度現在、2か所で実施しています。令和2年度に民間事業者により1か所開設が予定されており、3か所になる予定です。令和2年度213人、令和6年度194人を見込んでいます。

○今後も引き続き保護者ニーズに対応できるよう、新・放課後子ども総合プランに基づき、提供体制を確保します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■子育て短期支援事業

単位（人日）

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	3	3	3	3	3
②確保の内容	0	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て短期支援事業については、令和元年度現在、1か所で開催しています。令和2年度3人日、令和6年度も3人日を見込んでいます。

○今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

④ 地域子育て支援拠点事業

■地域子育て支援拠点事業

単位（人回）

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,907	3,447	3,562	3,473	3,371	3,243
②確保の内容	3,907	3,447	3,562	3,473	3,371	3,243
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、令和元年度現在、1か所で開催しています。令和2年度3,447人回、令和6年度3,243人回を見込んでいます

○今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑤ 一時預かり事業

■一時預かり事業

単位(人日)

		実績	見込み				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園での 預かり保育	①量の見込み	2,135	2,053	1,842	1,636	1,648	1,689
	②確保の内容	2,135	2,053	1,842	1,636	1,648	1,689
	②-①	0	0	0	0	0	0
一時預かり	①量の見込み	117	477	458	439	412	416
	②確保の内容	117	477	458	439	412	416
	②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園での預かり保育については、幼稚園2か所、認定こども園2か所の計4か所で実施しています。一時預かりについては、認定こども園2か所で実施しています。令和2年度に民間事業者により1か所開設が予定されており、3か所になる予定です。

○今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑥ 病児・病後児・体調不良児対応型保育事業

■病児・病後児・体調不良児対応型保育事業

単位(人日)

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,236	1,144	1,094	1,016	1,005	1,000
②確保の内容	1,236	1,144	1,094	1,016	1,005	1,000
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児・体調不良児対応型保育事業については、2か所で体調不良児対応型保育事業を実施しています。令和2年度1,144人日、令和6年度1,000人日を見込んでいます。

○今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人日)

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、利用実績はないものの、公的サービスでは対応が難しいニーズに応える大切な事業であることから、引き続き保護者のニーズを把握しながら、事業実施について検討していきます。

⑧ 妊婦健診事業

■妊婦健診事業

単位(人)

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	90	91	89	85	82	80
②確保の内容	90	91	89	85	82	80
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、平成30年度の実施率は100%となっており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	90	91	91	89	85	82
②確保の内容	90	91	91	89	85	82
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、平成30年度の訪問実施率は100%となっており、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑩ 養育支援訪問事業

■養育支援訪問事業

単位（人）

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	23	22	22	21	21	20
②確保の内容	23	22	22	21	21	20
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑪ 利用者支援事業

■利用者支援事業

単位(か所)

	実績	見込み				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 利用者支援事業については、1か所で実施しています。
- 今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供体制、確保策の考え方

- 国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成をする事業です。
- 今後の動向等を踏まえて実施については検討します。

⑬ 多様な主体の参入促進事業

提供体制、確保策の考え方

- 新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。
- 今後の動向等を踏まえて実施については検討します。



4 子ども・子育て支援事業の方向性

(1) 職員の資質向上

質の高い教育・保育を提供するため、こども園・幼稚園の保育士と教職員の合同研修会や交流会等の機会の充実に努めます。

(2) 幼保小中の連携強化

幼保小中の円滑な接続のため、中学校区を基本とした保育・授業参観、交流授業、交流行事等を通して、子ども同士の交流や新たな生活・学習環境への認識、保育士・教職員同士の情報交換や課題・取り組みの共有等を行い、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

第7章 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとして、展開していくためには、庁内各課はもとより、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組・協力がが必要です。そのため、積極的に情報を提供するとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

1 家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりとした家庭教育の実践と、父親も積極的に家事・育児に参加し、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めます。

2 保育・教育機関

こども園・幼稚園や学校は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう保育・教育の充実に努めます。

また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割を果たします。

3 地域

地域における子育ての推進を図るため、その主導的な役割を担う町内の各種団体・機関等の連携を図ることにより、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の充実に努めます。

4 企業

共働き家庭が増加する中、仕事と家庭生活が両立できるように幼稚園・こども園や放課後児童健全育成事業の充実とともに、就労に関する環境条件を整備することが求められています。

企業においても、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、子育てしやすい就労環境の構築に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

5 行政

本計画の実現を目指し、これまでに掲げた子育て支援策を積極的に推進するとともに、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさ等について広報啓発を行います。また、社会情勢の変化に対応し、常に効果的な子育て支援を行うために必要に応じて計画の見直しを行います。

行政は、ここにあげた各主体の核となり、本計画を全庁的な取り組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課との連携を強化します。

6 国・県との連携

総合的かつ効果的な子ども・子育て支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、財源の確保を行いつつ、計画の優先順位を的確に見極めながら関係各課が連携し推進するものとします。

7 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、進捗管理及び評価を行います。

また、庁内において、各施策のPDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスをふまえた計画の進行管理に努めます。

1 かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会規則

平成 22 年 6 月 25 日

教委規則第 9 号

改正 平成 22 年 12 月 17 日教委規則第 12 号

改正 平成 26 年 8 月 12 日教委規則第 3 号

改正 平成 29 年 2 月 23 日教委規則第 2 号

改正 平成 30 年 1 月 18 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和 35 年条例第 29 号）第 3 条の規定に基づき、かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、かつらぎ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を建議する。

- (1) 幼児教育に関すること。
- (2) 保育に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 民生児童委員会代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年12月17日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成26年8月12日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月23日教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月18日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会委員名簿

No.	役職名	氏名	備考
1	小中学校長会 会長	岡 賢司	
2	幼稚園設置校 校長	南垣内 智宏	
3	民生児童委員協議会 副会長	中澤 浩二	
4	人権啓発推進委員会 会長	巽 茂	会長
5	母子保健推進員会 会長	伊藤 和子	
6	私立幼稚園代表（聖心幼稚園町）	池本 則子	
7	かつらぎ町青少年育成連絡協議会 会長	森 亜紀	
8	学童保育ひまわりキッズ 指導員	阪本 基文	
9	三谷こども園 園長	森田 和子	
10	佐野こども園 園長	伊藤 美賀子	副会長
11	子育て支援センター センター長	久保田 眞知子	
12	子育て世代包括支援センター担当者	檉葉 歩	
13	三谷こども園保護者会 会長	城向 大輔	
14	佐野こども園保護者会 会長	南 稔	
15	花園幼稚園 保護者代表	上田 敦史	

（敬称略・順不同）

第1回：令和2年1月28日開催 第2期計画骨子案について

第2回：令和2年3月12日開催 第2期計画素案について

3 用語集

あ

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる事業のこと。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、2歳）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮（3歳未満の子どもの養育を行う場合）等の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって住民の信頼を得て、住民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

延長保育事業

保護者の勤務時間や通勤時間等のやむを得ない事情により、通常の保育時間（11時間）終了後（18時以降）に延長して保育を行う事業。

か

かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握したうえで、的確な診察・健康相談等を行える医師。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

合計特殊出生率

合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数÷年齢別女性人口）の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の平均子ども数に相当する。

子育て世代包括支援センター

「母子保健法」に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。令和2年度より第2期計画が実施される。

さ

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子ども他、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

事業所内保育施設

保護者の勤務する企業や病院等の事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日等の勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。平成26年の改正によりさらに10年延長された。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳から12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。

児童館

「児童福祉法」第 40 条に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉の脅しや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待等、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童福祉週間

児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調するため、昭和 22 年にスタートして以来、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に全国的に実施されてきた。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19 人以下で保育を行う事業。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合等で、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる。

食育

平成 17 年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

た

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の事業。

トリプルP

オーストラリアで開発され、世界 30 か国以上で実施されている、子育て中の保護者を対象とした、参加体験型の前向き子育てプログラム。

5つのレベルに分かれたプログラムで構成され、最も一般的なものが、DVDを見たり、グループセッションや電話セッションにより、感情的に怒ったり叩いたりしなくても、子どもと良質な関係を築きながらしつけができる 17 の技法を学ぶ「グループトリプルP（レベル4）」。

他にも、子どもの特定の問題行動に対して、教材（DVDやチップシート等）を使って短時間で個別にファシリテーターに対応方法や技法について相談できる「プライマリケアトリプルP（レベル3）」という、時間に余裕のない保護者でも利用しやすいプログラムもある。

な

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談等の子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。本町においては平成 28 年度より 2 園が開園している。

は

バリアフリー

障害のある人等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的などすべての障壁の除去という意味で用いられる。

病児・病後児・体調不良児対応型保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

放課後子ども教室（放課後子ども教室推進事業）

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地

域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

母子・父子自立支援員

母子家庭や父子家庭、寡婦の方々が抱えている様々な悩みごと（生活上の問題、子どものこと等）や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

母子保健推進員

母子保健事業が、それぞれの対象に漏れなく行き渡るように、行政とのパイプ役となり、母子の身近な相談者として、保健師と連携を取りながら各地区で活動を行う。

ま

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第16条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

わ

ワークショップ

ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。通常の会議との違いは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていて形式張っていないこと、グループの創造行為と合意形成に焦点をおいていること等。近年、住民参加型のまちづくり等で、合意形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める。

かつらぎ町第2期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：かつらぎ町

編集：教育総務課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160

TEL：0736(22)0303

FAX：0736(22)7102
